

認定・特例認定 特定非営利活動法人 申請・運営等の手引き

京都市文化市民局地域自治推進室 市民活動支援担当

連絡先（相談を希望される場合は、事前予約をお願いします。）

電話：075-222-4072

FAX：075-222-3042

住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
（京都市役所本庁舎1階東側）

H P：「京都市自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」

ホーム > NPO情報 > 認定・特例認定制度

京都市 NPO おうえん

検索



目次

第1章 認定NPO法人制度の概要	1
1 認定NPO法人制度の概要	3
(1) 認定NPO法人とは	3
(2) 特例認定NPO法人とは	3
(3) 認定NPO法人等になることによるメリット	3
(4) 認定の基準	4
(5) 欠格事由	4
(6) 認定等の有効期間等	4
第2章 認定NPO法人制度について	5
○ 認定NPO法人に至るルート	6
導入編	7
1 認定NPO法人等になるまでのフロー	8
2 認定等申請手続	9
3 事前チェックシート	10
解説編	25
1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続.....	27
(1) 認定を受けようとする場合	27
(2) 特例認定を受けようとする場合	27
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合	28
(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務	28
2 認定等の基準の概要	36
(1) 認定等の基準の概要	36
(2) 欠格事由の概要	38
3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準	40
4 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準.....	52
5 欠格事由	53
○ 事務所で確認させていただく資料（例）	55

6 認定 NPO 法人等の税制上の措置	56
<様式例>	59

第3章 認定NPO法人の管理・運営について 107

1 認定 NPO 法人等の報告義務	108
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	108
(2) 助成金及び海外送金等の報告	109
(3) その他の報告	110
2 認定 NPO 法人等の情報公開	111
(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）	111
(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）	112
3 認定 NPO 法人等に対する監督等	114
(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査	114
(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告，命令等	115
(3) その他の事業の停止	115
(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消	116
(5) 罰則	117
<様式例>	119

第4章 認定NPO法人の合併について 133

1 合併法人に係る認定等の基準の適用	135
(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合	135
(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合	139
(3) 認定 NPO 法人等の合併	142
<様式例>	147

参考法令等

特定非営利活動促進法，京都市特定非営利活動促進法施行条例，京都市特定非営利活動促進法施行細則

第1章 認定NPO法人制度の概要

認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

(1) 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2③, 44①）。

(2) 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立後 5 年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2④, 58①）。

(3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法 41 の 18 の 2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法 37 の 2①三・四, 314 の 7①三・四）。

ロ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。

ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2①）。

(4) 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法47）。

- ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団の構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

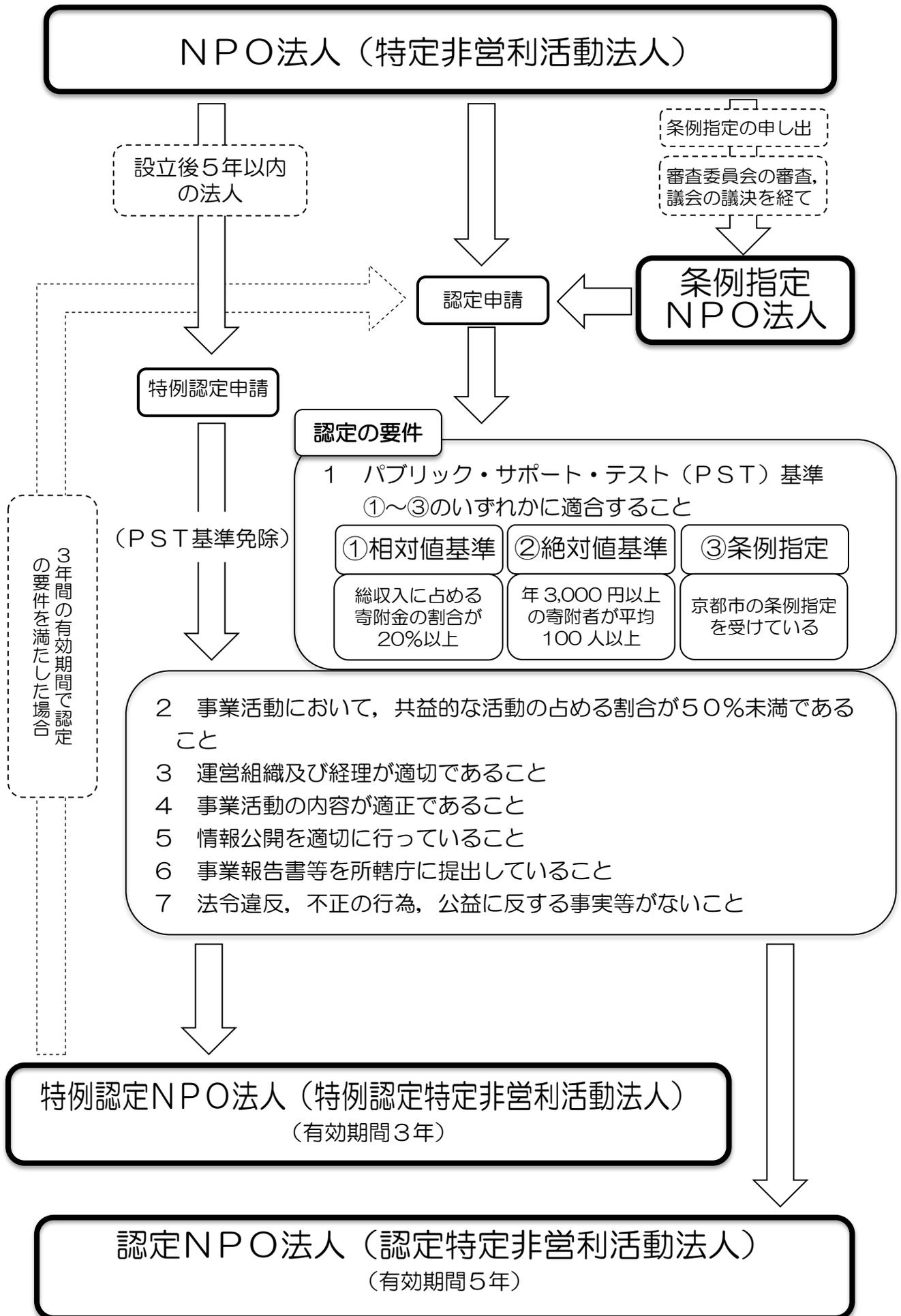
認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②、61一）。

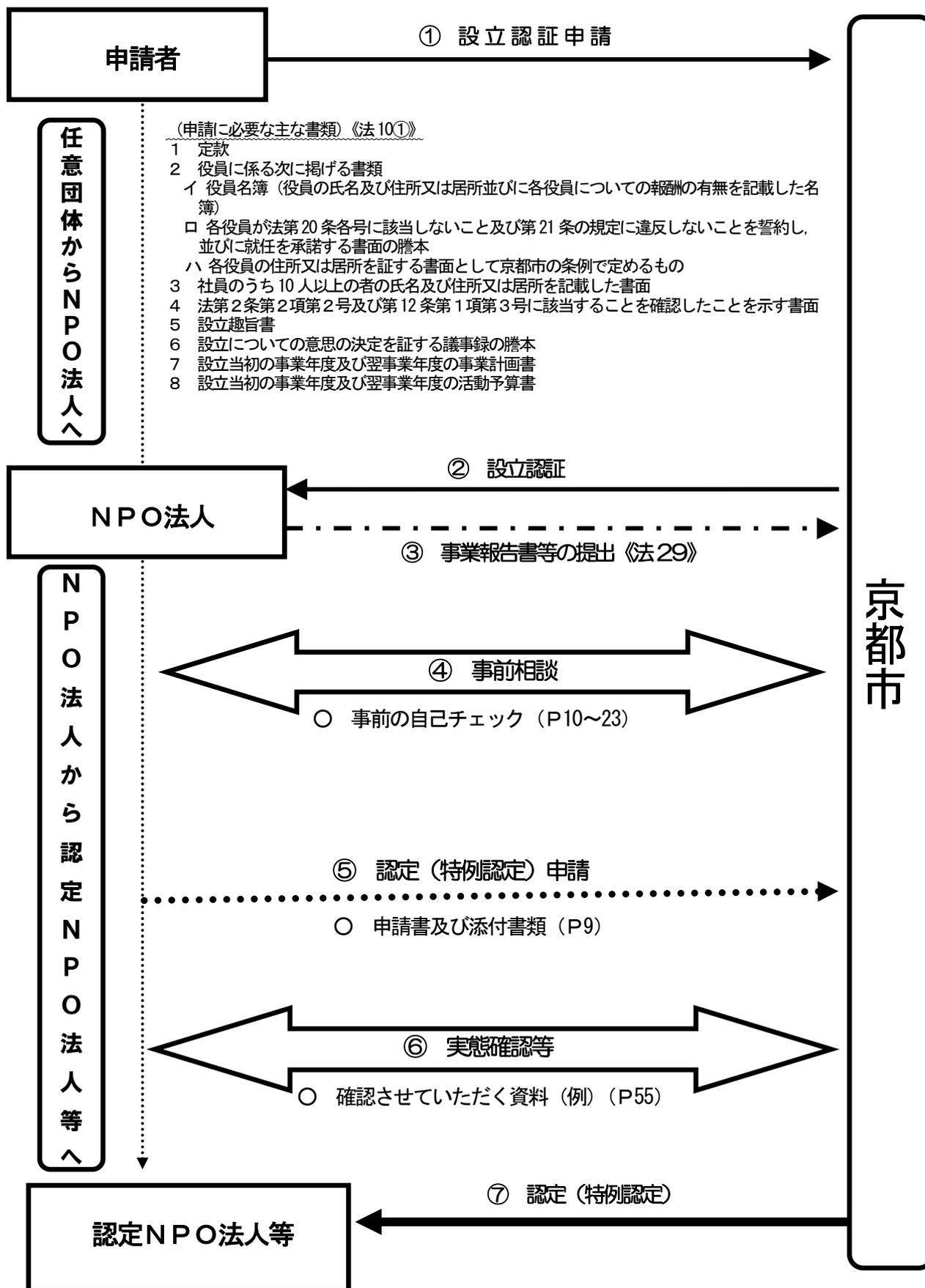
第2章 認定NPO法人制度について

認定NPO法人に至るルート



導 入 編

1 認定NPO法人等になるまでのフロー



2 認定等申請手続

認定又は特例認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書等を、京都市の条例で定めるところにより、所轄庁に提出することとされています（法44②、58②）。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八、59一）。

◎ 認定又は特例認定を受けるための申請書及びその添付書類（条例で定める書類）

申 請 書	
記載事項	① 申請者（NPO法人）の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
	④ 設立の年月日
	⑤ 申請者（NPO法人）が現に行っている事業の概要など条例で定める事項

申 請 書 の 添 付 書 類	
	① 寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
	② 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
	③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注）①の書類については、条例個別指定の基準に適合する法人、特例認定NPO法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法44②、58②）。

（参考）

毎事業年度1回京都市への提出が必要な書類	
	① 事業報告書
	② 活動計算書
	③ 貸借対照表
	④ 財産目録
	⑤ 年間役員名簿
	⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

3 事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。
(注) 特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ, ②, ④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③, ④A・B・C, ⑤, ⑥, ⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① (特例認定除く)	イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P12) 又は ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P13) 又は ハ【条例個別指定】京都市の条例による個別指定を受けている(P14)	適・否
②	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P15)	適・否
③	運営組織及び経理が適切である(P17)	適・否
④	事業活動の内容が適正である(P18)	適・否
⑤	情報公開を適切に行っている(P19)	適・否
⑥	所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P20)	適・否
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P21)	適・否
⑧	設立の日から1年を超える期間が経過している(P22)	適・否
⑨	欠格事由のいずれにも該当しない(P23)	適・否

ご注意ください！

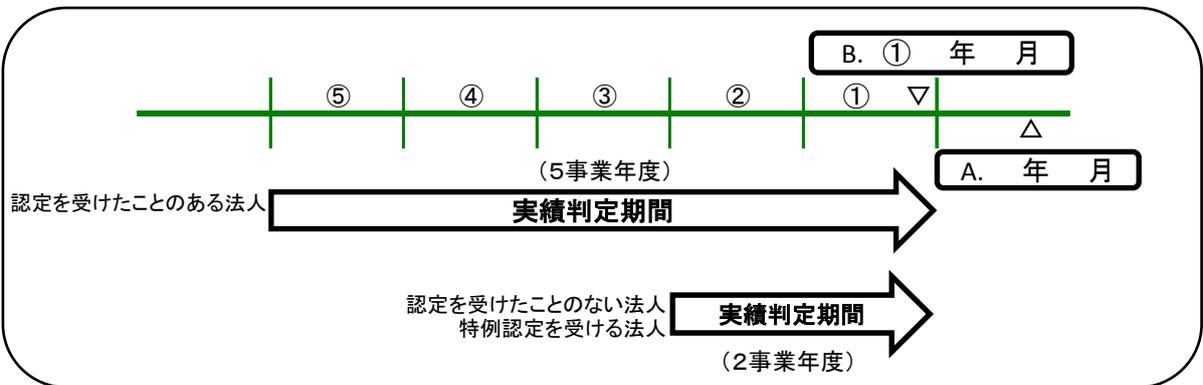
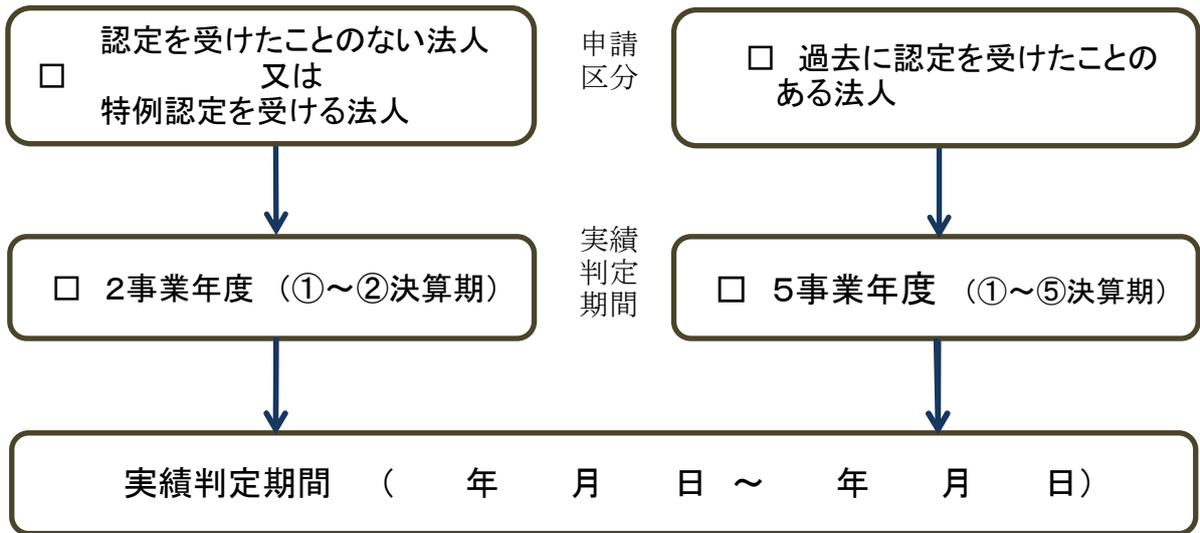
- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることは限りません。
- ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に京都市にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
------------------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。□
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ —パブリック・サポート・テスト(PST)について— 【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円)
C. 資産売却による臨時収入	(円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
F. 差引金額(A - B - C - D - E)	(円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額 ^(注) 」	(円)
H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(円)
I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
J. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
K. 差引金額(G - H - I - J)	(円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。

<寄附金について>

①支出する側に任意性があり、②直接の反対給付がない経済的利益の供与については、寄附金として算入することができます。

会費(賛助会費等)という名目であっても、①②を満たせば寄附金として取り扱える可能性がありますので、京都市にご相談ください。

$$\frac{\text{Kの金額()}}{\text{Fの金額()}} \geq 20\% \text{である}$$

はい ↓

(適)
認定基準等①-イに
適合すると思われます

いいえ ↓

(否)
認定基準等に
適合しません

※ 実績判定期間に係る寄附者名簿(個人については自宅住所を記載)を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。□
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ —パブリック・サポート・テスト(PST)について—
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

(適)

認定基準等①-ロに
適合すると思われます

(否)

認定基準等に
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

<寄附金について>

①支出する側に任意性があり、②直接の反対給付がない経済的利益の供与については、寄附金として算入することができます。

会費(賛助会費等)という名目であっても、①②を満たせば寄附金として取り扱える可能性がありますので、京都市にご相談ください。

- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

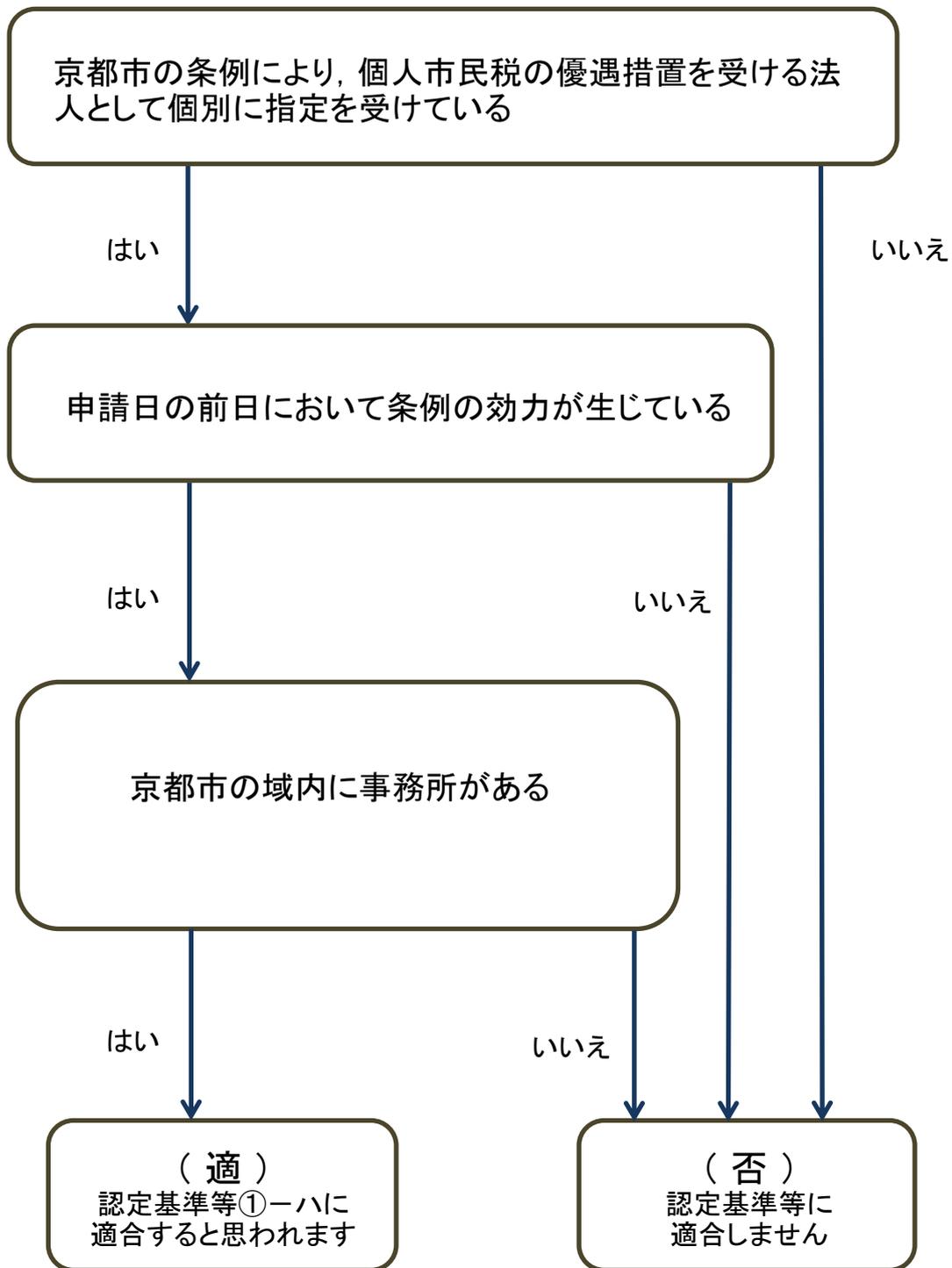
実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
②	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
③	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
④	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
⑤	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
	合計			月	人

$$\frac{Bの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 100$$

※ 実績判定期間に係る寄附者名簿(個人については自宅住所を記載)を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。□
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

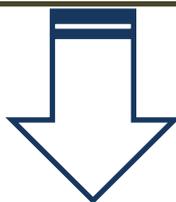
B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動



AからF(条例で個別に指定されている法人は, AからE)の事業活動の割合は, NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

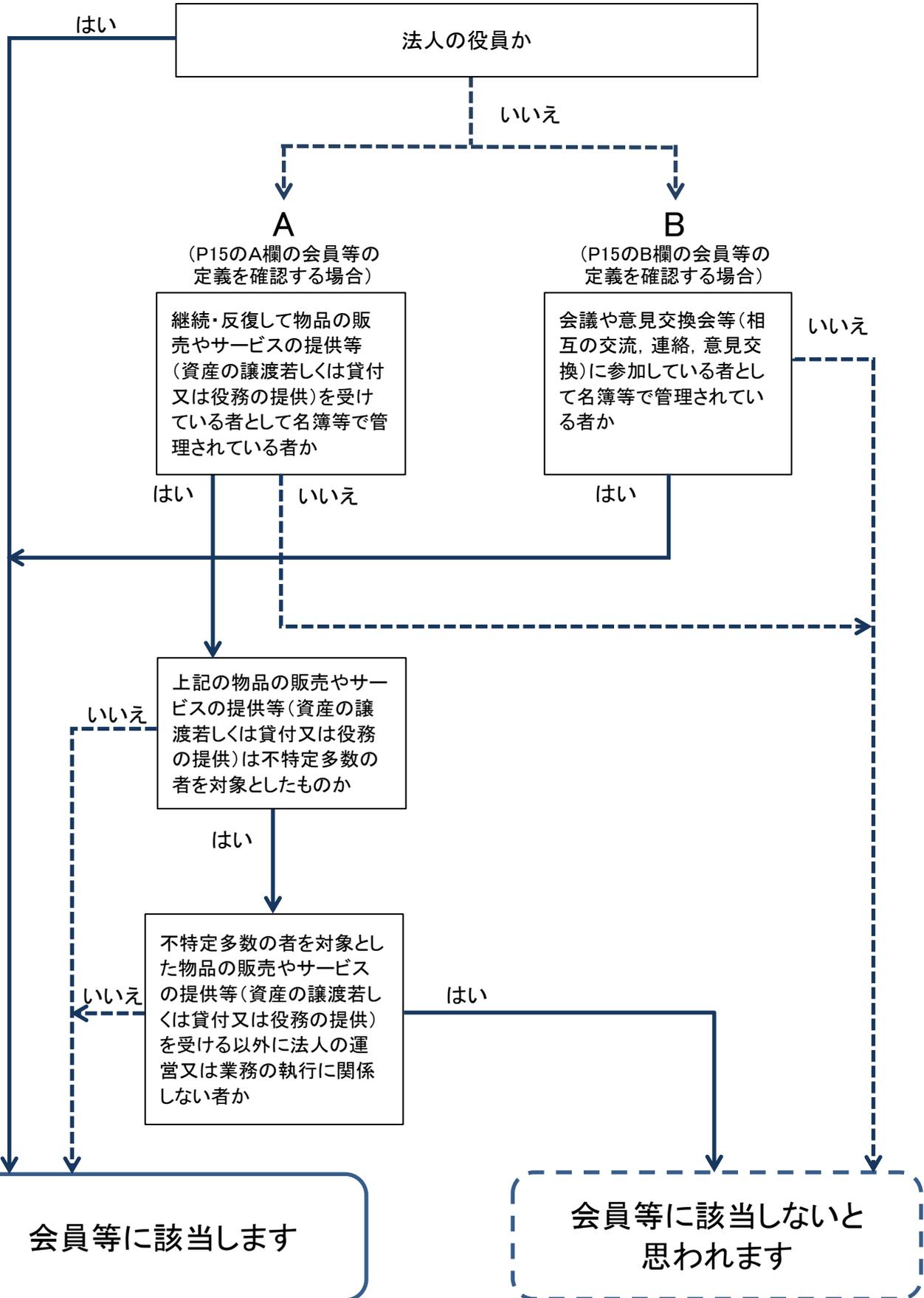
(適)
認定基準等②に
適合すると思われます

(否)
認定基準等に
適合しません

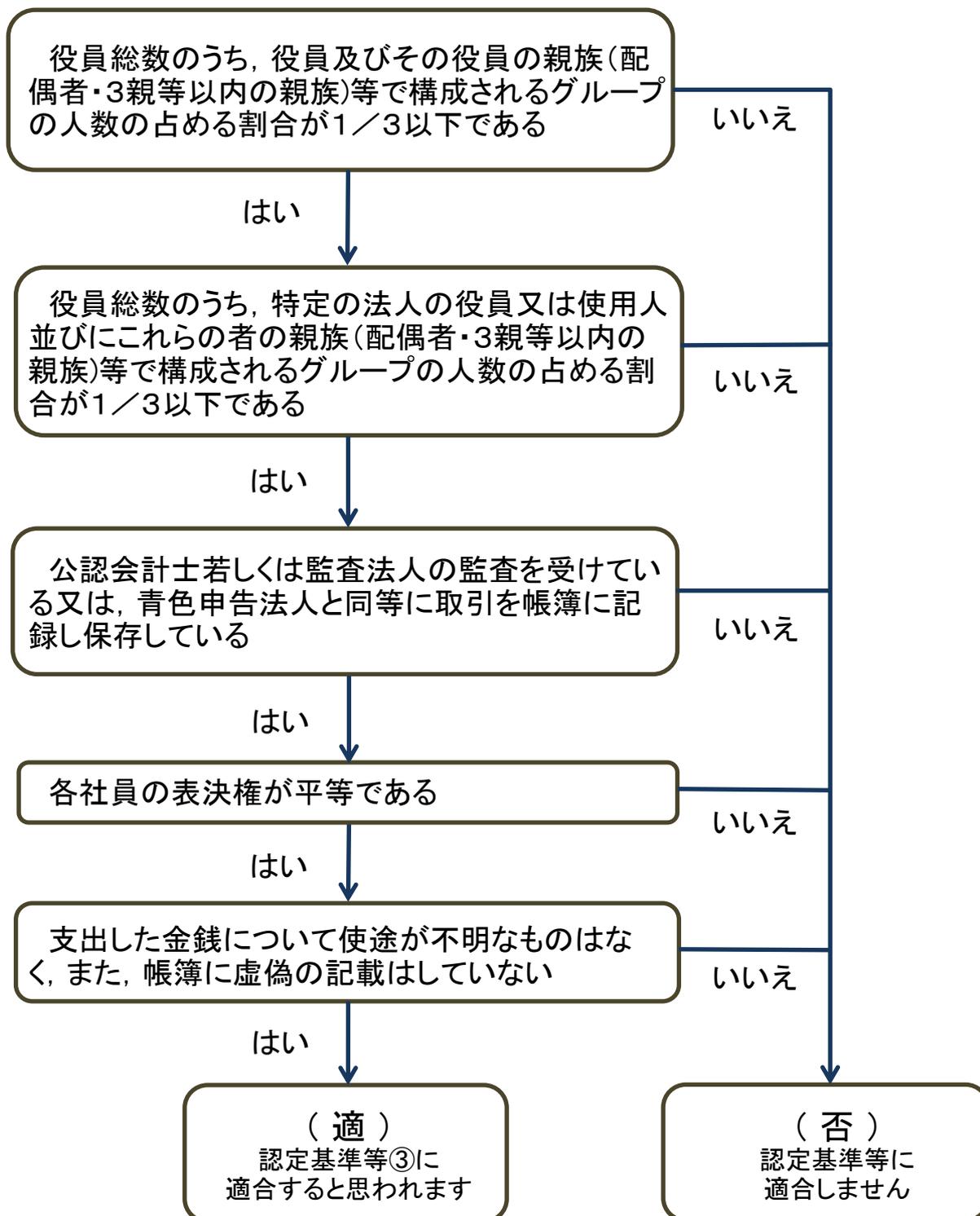
※ 「会員等」の定義については, P16を参照願います。

認定基準等②

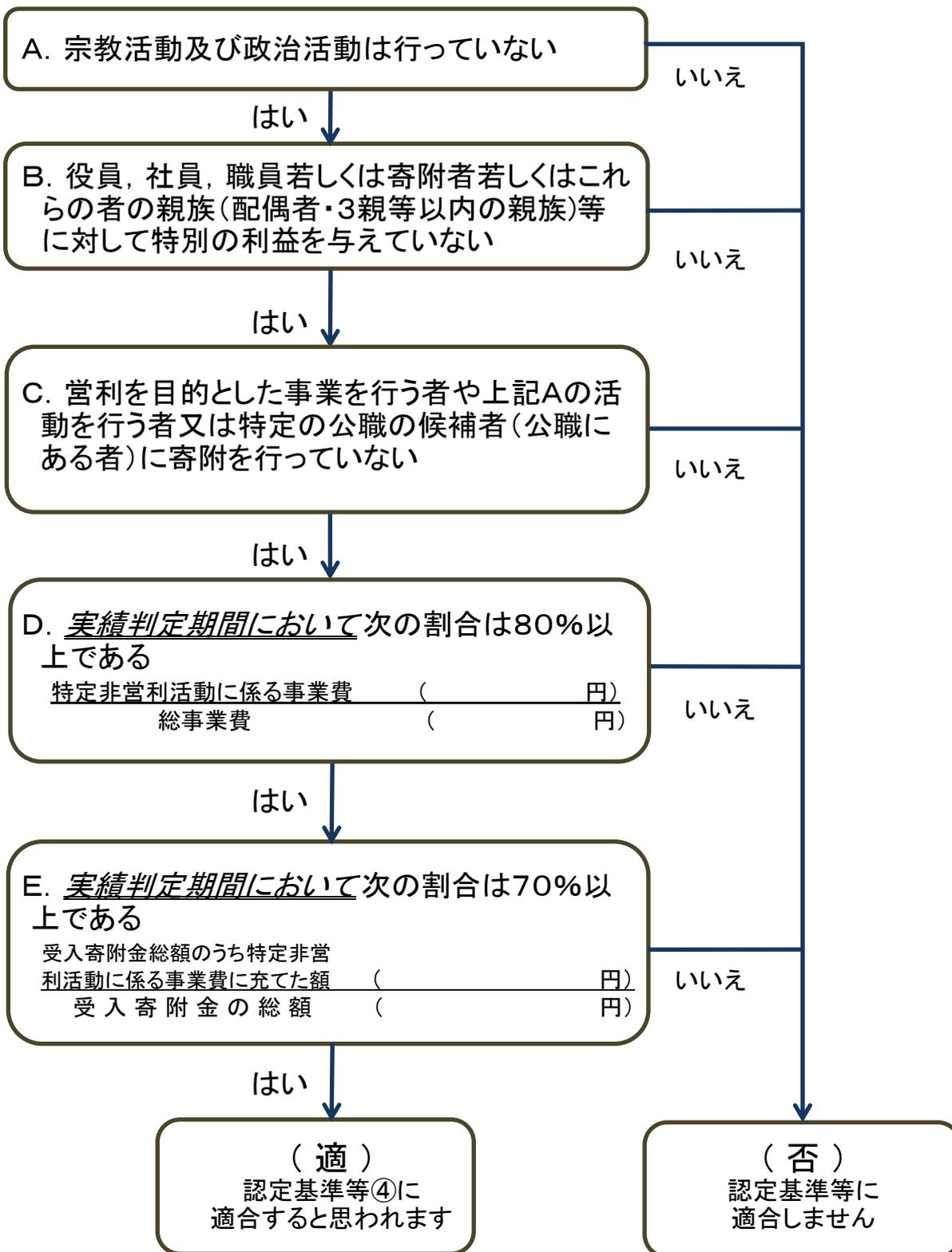
(参考)「会員等」について



認定基準等③ — 運営組織及び経理について —

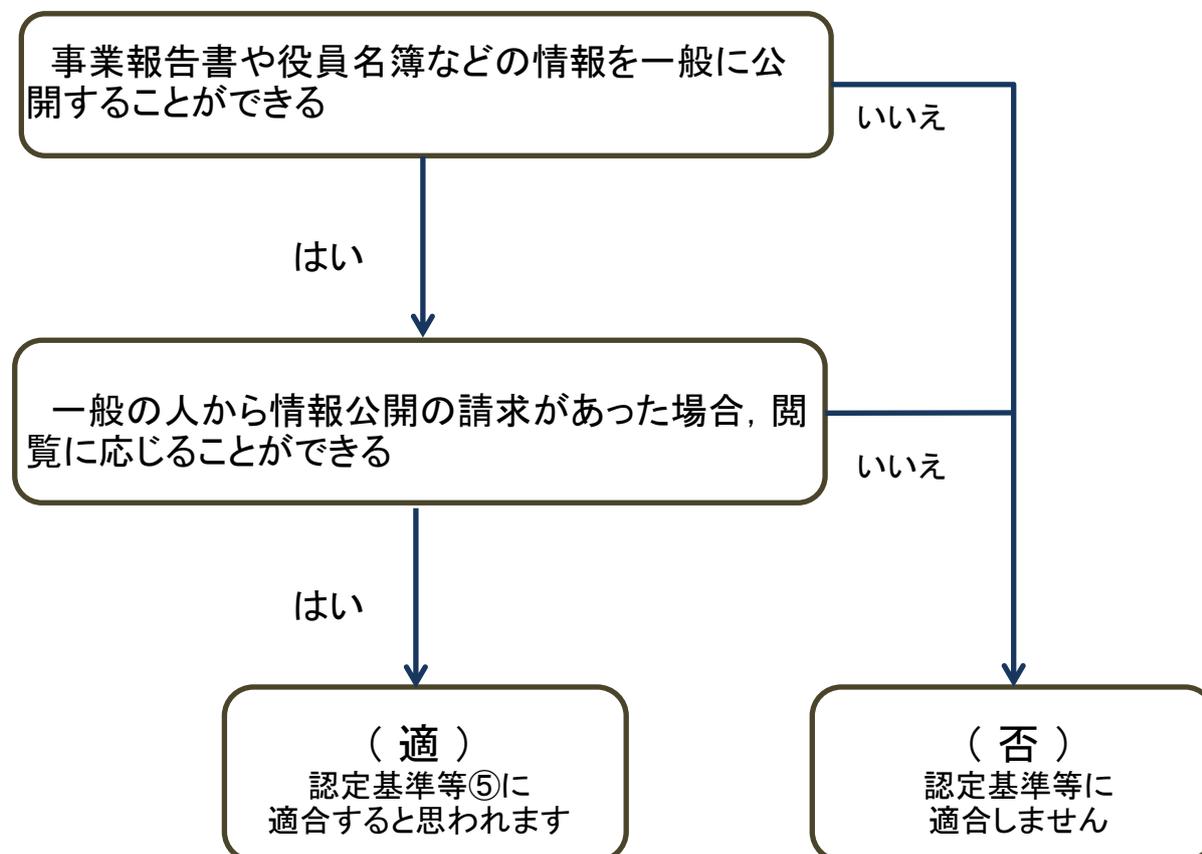


認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等, 役員名簿及び定款等
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項, 資産の譲渡等に関する事項, 寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

注) 平成29年4月1日時点で認定又は特例認定を受けている法人については, 海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写しについても, 平成29年4月1日を含む事業年度分まで情報公開が必要です。

認定基準⑥ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

はい

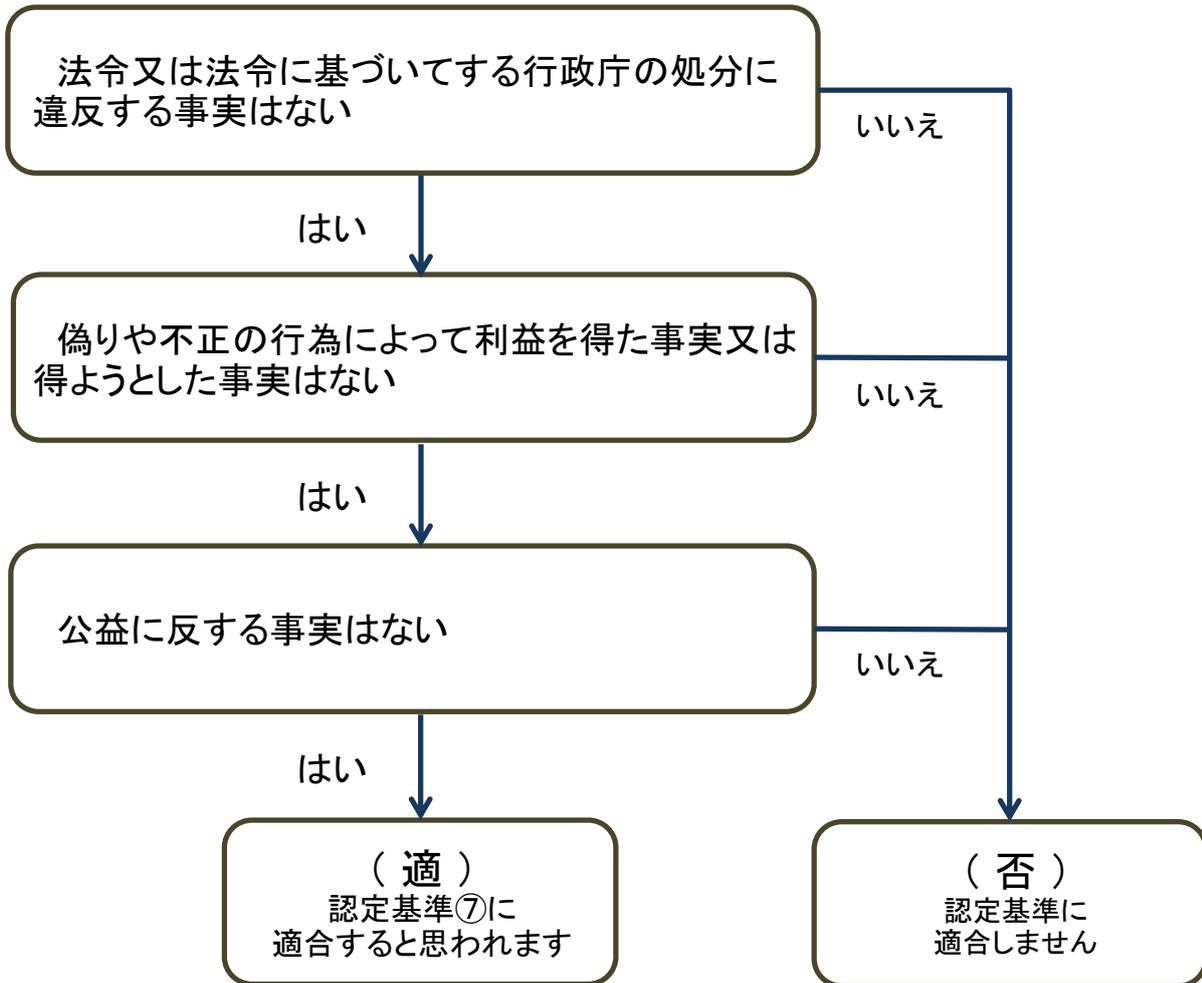
(適)
認定基準⑥に
適合すると思われます

いいえ

(否)
認定基準に
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
 - ・ 活動計算書
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 財産目録
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦ — 不正行為等について —



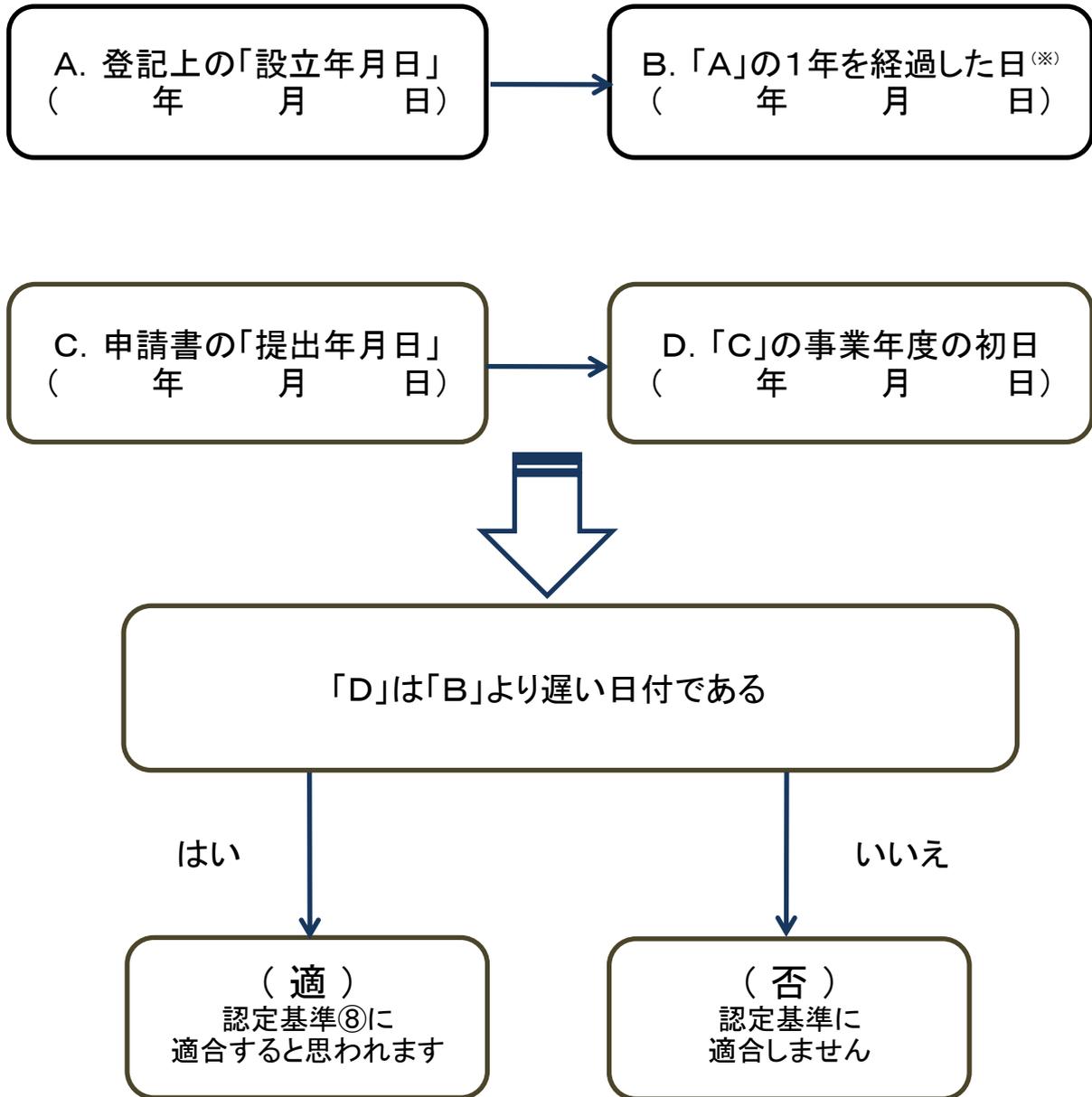
<参考：法令に違反する事実がないこととして確認する事項の例>

※1 審査で確認する事項のうち代表的なものを記載しています。

※2 現在履行していなくても、改善できる場合がありますので、京都市にご相談ください。

法 令	確認する事項の例
特定非営利活動促進法関係	毎事業年度終了後3箇月以内に所轄庁に事業報告書等を提出している。
	役員に変更(全員再任を含む。)があった場合、所轄庁に役員変更届を提出している。
	少なくとも毎事業年度1回、社員総会を開催している。
組合等登記令関係	代表権を有する理事に変更(再任を含む。)があった場合、変更登記を行っている。
	資産総額の変更があった場合、変更登記を行っている。
税法(所得税法, 法人税法等)関係	職員に給与を支給している場合、源泉徴収を適正に行っている。
	収益事業を行っている場合、法人税の申告を適正に行っている。
労働法(労働基準法等)関係	職員を雇用している場合、労働条件を明示している。
	対象となる職員がいる場合、労働保険(労災保険, 雇用保険)や社会保険(健康保険, 厚生年金保険)に適正に加入している。

認定基準⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員のうち、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない(申請時に国税・府税・市税に係る証明書を添付していただきます。)

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します

解 説 編

認定手続等の概要

NPO法人

（特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談

- ◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
 - 認定を受けるための基準についてはP36～54をご確認ください。

申請書提出

- ◎ 京都市に認定（特例認定）申請書を提出してください。
 - 申請手続についてはP27～35をご確認ください。
 - 申請様式については「様式例」P59～106をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 京都市の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。
 - 確認させていただく資料（例）についてはP55をご確認ください。

—認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

—特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年経過しないもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。

役員報酬規程等の提出

（P108～109 参照）

- ◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法55①②、62）。

情報公開

（P111～114 参照）

- ◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。（法52④、54④、62）。

異動の届出等

（P110～111 参照）

- ◎ 認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法 44②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式例 59 頁～106 頁をご覧ください。

① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所（個人の寄附については自宅住所を記載）並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③）。詳しくは、30 頁「参考 1（実績判定期間）」を参照してください。

② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

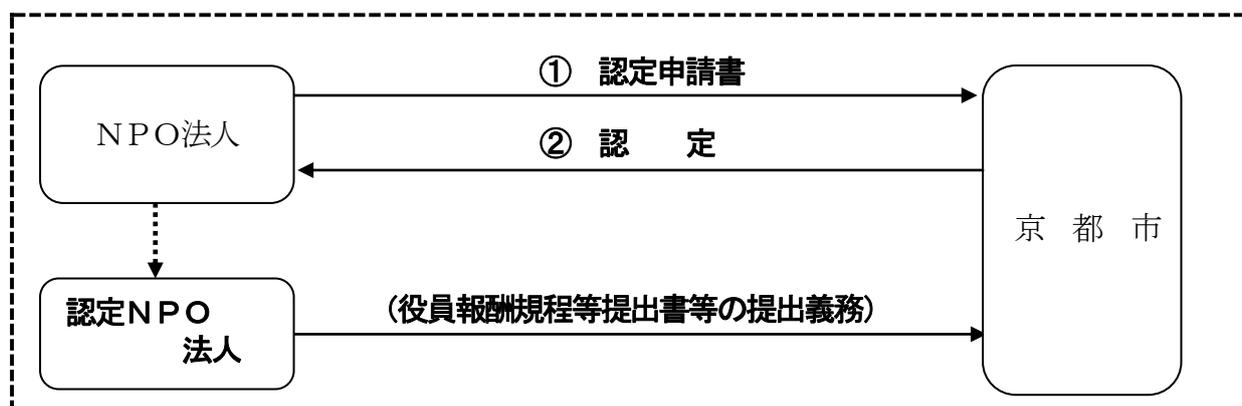
（注）認定の各基準については 36 頁～52 頁を、欠格事由については 53 頁～54 頁をご覧ください。

③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります（法 45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次頁の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法 51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法 44②, 58②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式例 59 頁～106 頁をご覧ください。

① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注 1）特例認定の各基準及び欠格事由については「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準（PST 基準を除きます。）」（40 頁～52 頁）をご覧ください。

（注 2）特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した

事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法44③, 58②)。詳しくは, 30頁~32頁を参照してください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができるNPO法人は, 次に掲げる基準に適合する必要があります(法45①八, 59一~三)。

① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において, 設立の日以後1年を超える期間が経過していること

② 特例認定の申請書を提出した日の前日において, その設立の日から5年を経過しない法人であること

③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は, 所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。

特例認定の有効期間が経過したときは, 特例認定は失効しますので, 特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は, 認定の申請を行う必要があります。

なお, 特例認定の有効期間中に認定NPO法人として認定を受けた場合には, 特例認定の効力を失います(法61①四)。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は, 有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間(以下「更新申請期間」といいます。)に, 所轄庁の条例で定めるところにより, 次の①~②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し, 有効期間の更新を受けることとなります(法51②③⑤)。

① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(注) 更新に係る認定の基準については36頁~52頁を, 欠格事由については53頁~54頁をご覧ください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注1) 申請書及び添付書類については, 様式66頁~106頁をご覧ください。

(注2) 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は, 更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法44③, 51⑤)。

(注3) 上記①, ②に係る書類については, 既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは, その添付を省略することができます(法51⑤ただし書)。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は, 従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります(法51①)。

なお, 認定の有効期間の更新の申請があった場合において, 従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは, 従前の認定は, 従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は, なお効力を有することとなります(法51④)。

(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

イ 認定NPO法人等は, 所轄庁の条例で定めるところにより, 毎事業年度1回, 役員報酬規程等を所轄庁に提出しなければなりません(法54②③, 55, 62)。提出する書類等の詳細は, 108頁~109頁「(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

《参 考》

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法 50①②、62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法 78 二～五）。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

3 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（法 49②、51⑤、62）。

（公示事項）

- ① 認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 53②、62）。

- ⑤ 上記（公示事項）①、③に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑥ 上記（公示事項）③に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑦ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき

4 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法 57①、61）。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき（法 51④の場合にあつては、更新拒否処分されたとき）
- ロ 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法 63④の場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ハ 認定 NPO 法人等が解散したとき
- ニ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 57②）。

5 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法 73）。この規定により、所轄庁が認定等申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 1 (実績判定期間)

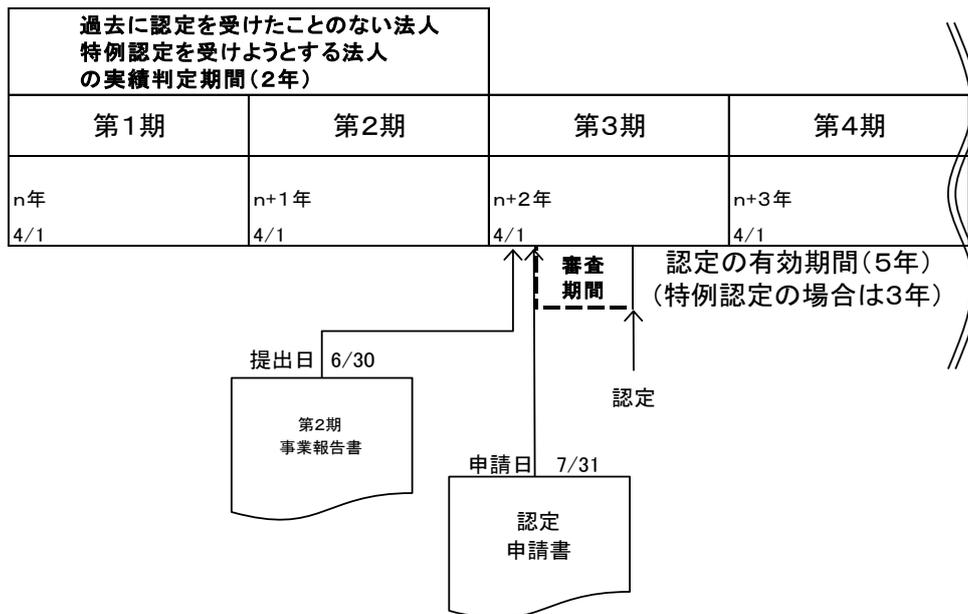
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法 44③, 51⑤, 58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 申請書を提出した日 : n+2年7月31日
- 実績判定期間 : n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日
- 認定の有効期間 : n+3年8月1日～n+8年7月31日
- 更新申請期間 : n+8年1月31日～n+8年4月30日
- 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA：更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）

更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。

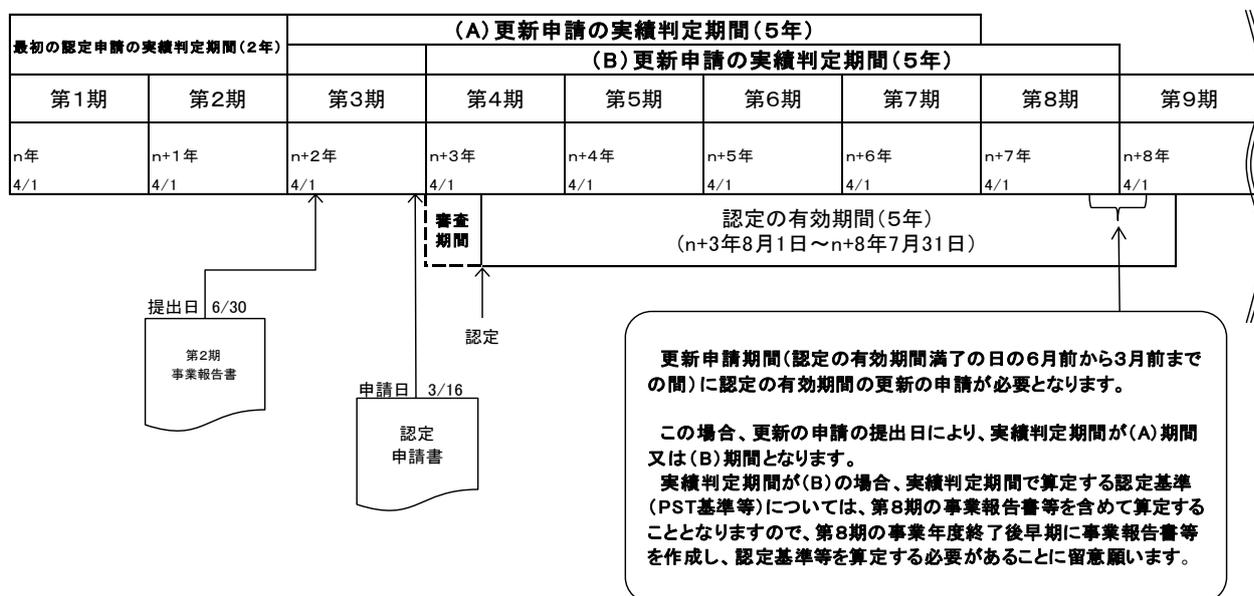
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）

更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）となります。

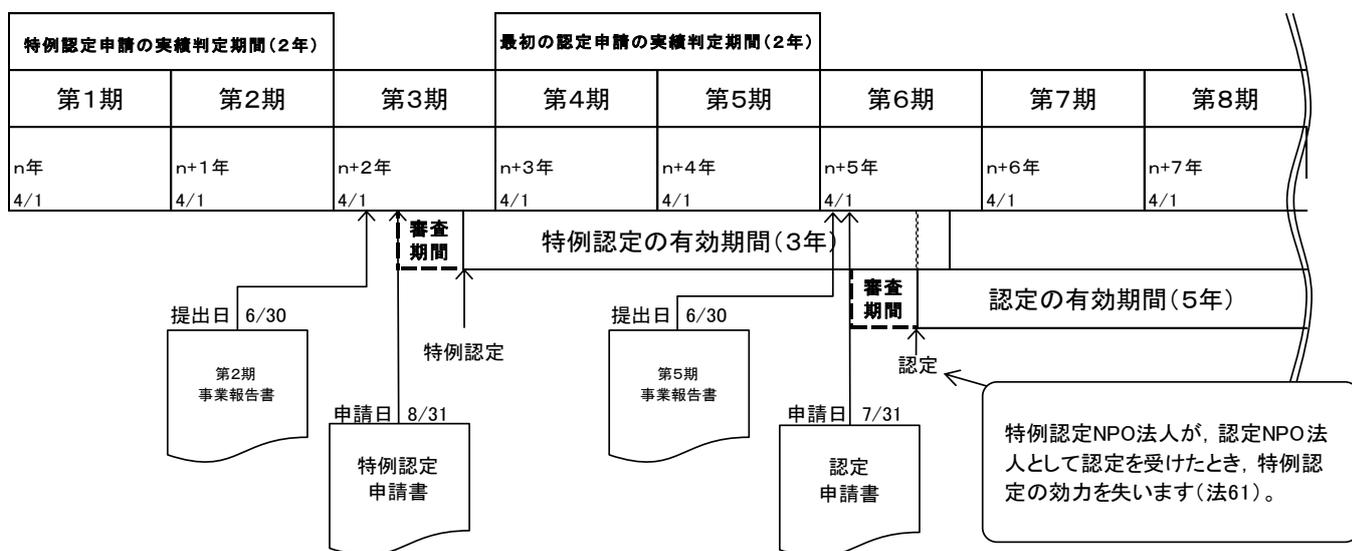
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日(第1期)～n+2年3月31日(第2期)
- 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日～n+5年11月15日
- 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)～n+5年3月31日(第5期)
- 認定の有効期間 : n+5年11月16日～n+10年11月15日



参考 2 (認定を受けるための申請書及び添付書類)

イ 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類								
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書								
1 寄附者名簿 ^(註)								
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類								
一 号 基 準	<p>イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。</p> <p>イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)</td></tr> <tr><td>認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)</td></tr> <tr><td>受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)</td></tr> <tr><td>受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)</td></tr> <tr><td>社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)</td></tr> </table> <p>ロ 絶対値基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)</td></tr> </table> <p>ハ 条例個別指定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)</td></tr> </table>	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)	認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)	認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)
認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)								
認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)								
受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)								
受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)								
社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)								
認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)								
認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)								
二 号 基 準	<p>いずれかの書類を提出することとなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>認定基準等チェック表 (第2表)</td></tr> <tr><td>認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)</td></tr> </table>	認定基準等チェック表 (第2表)	認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)					
認定基準等チェック表 (第2表)								
認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)								
三 号 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>認定基準等チェック表 (第3表)</td></tr> <tr><td>役員 の 状 況 (第3表付表1)</td></tr> <tr><td>帳簿組織の状況 (第3表付表2)</td></tr> </table>	認定基準等チェック表 (第3表)	役員 の 状 況 (第3表付表1)	帳簿組織の状況 (第3表付表2)				
認定基準等チェック表 (第3表)								
役員 の 状 況 (第3表付表1)								
帳簿組織の状況 (第3表付表2)								
四 号 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>認定基準等チェック表 (第4表)</td></tr> <tr><td>役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)</td></tr> <tr><td>役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)</td></tr> </table>	認定基準等チェック表 (第4表)	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)				
認定基準等チェック表 (第4表)								
役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)								
役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)								
基 準 五 号	認定基準等チェック表 (第5表)							
基 準 六 号	認定基準等チェック表 (第6, 7, 8表)							
欠格事由チェック表								
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類								

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法44②ただし書)。

ロ 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類	
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人
	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)
	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)
	社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)
	ロ 絶対値基準
	認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)
	ハ 条例個別指定基準
認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
	認定基準等チェック表 (第2表) 認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)
三 号 基 準	認定基準等チェック表 (第3表)
	役員 の 状 況 (第3表付表1)
	帳簿組織の状況 (第3表付表2)
四 号 基 準	認定基準等チェック表 (第4表)
	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)
五 号 基 準	認定基準等チェック表 (第5表)
六 号 基 準	認定基準等チェック表 (第6, 7, 8表)
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

(注意事項)

- 1 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、改めて記載する必要はありません(法51⑤ただし書)。
- 2 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8表)」欄の記載は必要ありません。

ハ 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類	
特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
	認定基準等チェック表（第2表）
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）
二 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）
	役員 の 状 況（第3表付表1）
	帳簿組織の状況（第3表付表2）
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）
基 準 六 号 八	認定基準等チェック表（第6, 7, 8表）
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

（参 考）

所轄庁に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

（注意事項）

上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、法第29条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています（法45①六）。

2 認定等の基準の概要

(1) 認定等の基準の概要

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①, 45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45, 58, 59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については40頁以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポート・テスト(PST)について	<p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p>1 相対値基準</p> <p>イ 原則</p> <p>実績判定期間における</p> $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、41頁～43頁を参照してください。</p> <p>ロ 小規模法人の特例</p> <p>実績判定期間における</p> $\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、ヘの金額については、40頁及び43頁～44頁を参照してください。</p> <p>※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、44頁～45頁を参照してください。</p> <p>2 絶対値基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>(注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p>

	<p style="text-align: center;">3 条例個別指定基準</p> <p>京都市が、個人市民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</p>
(2) 活動の対象について	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>※ (1) 3の京都市が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</p>
(3) 運営組織及び経理について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{①} \quad \frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{②} \quad \frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ </p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
(4) 事業活動について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ $\frac{\text{実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$</p> <p>ニ $\frac{\text{実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$</p>

(5) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③ 助成の実績を記載した書類（平成29年4月1日時点で認定又は特例認定を受けている法人については、海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写しについても、平成29年4月1日を含む事業年度分まで、情報公開が必要です。）
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること。

認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法45①九）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法67②）。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については53頁～54頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	<p>NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO 法人又は当該特例認定NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	<p>認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p>
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	<p>NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。</p>
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	<p>国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	<p>国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>
(6) 次のいずれかに該当する	<p>NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります(法 45①、法令 1～5)。

(1) パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国 の 補 助 金 等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原 則 (41～43 頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (43～44 頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用なし) (44～45 頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり) (45 頁参照)

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が50人以上である法人に限られます(法 45②、法令 3)。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 3,000\text{円以上である寄附者(役員, 社員除く)の数} \geq 50\text{人}$$

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（46頁参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所（個人の寄附については自宅住所）が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

$$\text{【算式】} \frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、京都市の条例により、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

＜パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たって算入できる寄附金について＞

①支出する側に任意性があり、②直接の反対給付がない経済的利益の供与については、寄附金として算入することができます。

会費（賛助会費等）の名目であっても、①②を満たせば寄附金として取り扱える可能性がありますので、京都市にご相談ください。（以下は、寄附金として取り扱えない場合の例です。）

（例1）正会員会費として受け取った5,000円のうち3,000円について、支払った人の意思を確認せず、自動的に寄附金として受け取っている。

⇒ ①支出する側に任意性がないため、寄附金として算入できません。

（例2）年間購読料5,000円の法人の会報誌について、寄附者には無料で配布している。

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^(注1)からイの金額を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ，法令1）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書のボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)，法規5）

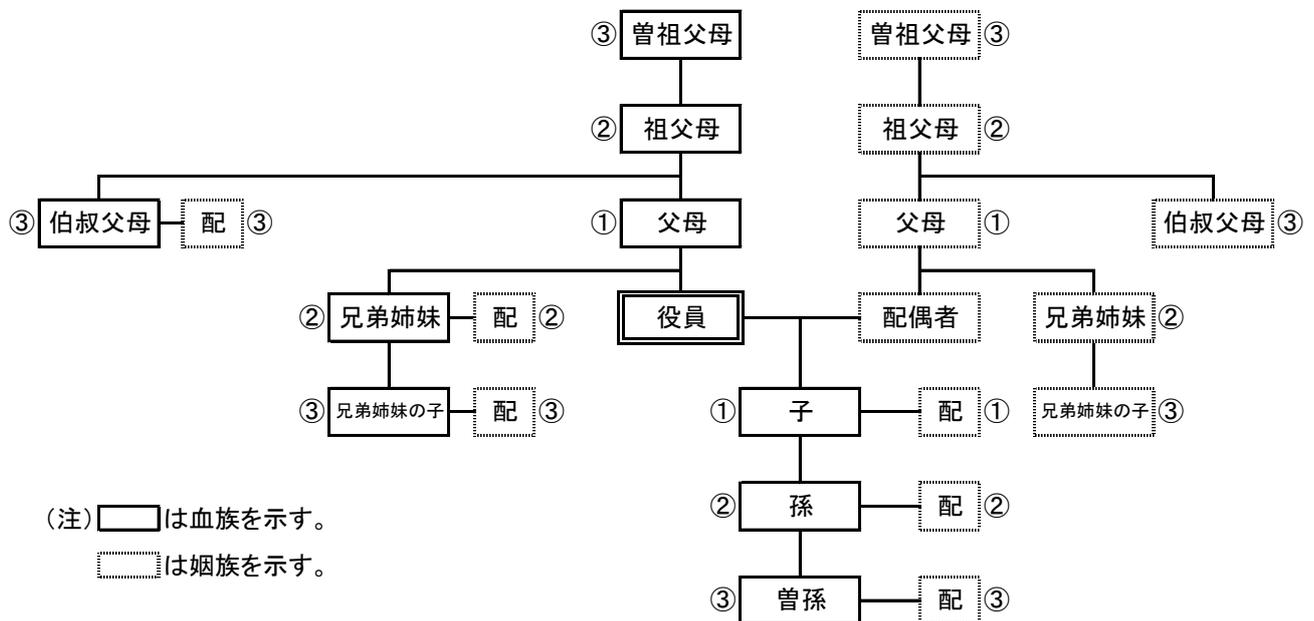
- ① 国等（国，地方公共団体，法人税法別表第一に掲げる独立行政法人，地方独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき，その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金，贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10箇月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち，一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては，その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(注2) 役員が寄附者の場合，他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは，これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4ニ・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

≪3親等以内の親族図≫



(注) □ は血族を示す。
□□□ は姻族を示す。

ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法 45①一イ(2)、法規 6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が 1,000 円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記「特殊の関係」については、イの金額（注2）をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

(注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法 45①一イ、法規7）。

ハの金額（法 45①一イ(3)、法規4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（46頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－ロの金額を限度とします。）

(注6) ハの金額をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4）。

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、イの金額（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。

(注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（46頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 小規模法人の要件（40頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

(解説)

実績判定期間における、総収入金額からニの金額を控除した金額のうちに、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあつては、それにヘの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令5②）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法 45①一イ(1)、法令 5②一、法規 5、25②）

- ① 国の補助金等
 - ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
 - ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
 - ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
 - ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から 10 箇月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- （注 8）ここに掲げるものは、《算式 1》の **イの金額** の①～⑤と同一です。

ホの金額（法 45①一イ(2)、法令 5②二、法規 6）

受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額

（注 9）これは《算式 1》の **ロの金額** の①と同一です。なお、《算式 1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注 10）「一者当たり基準限度超過額」については、《算式 1》の（注 4）をご参照ください。

ヘの金額（法令 5②、法規 4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（46 頁参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ホの金額** を限度とします。）

（注 11）これは《算式 1》の **ハの金額** と同一です（注 6、注 7 をご覧ください）。

（注 12）**ヘの金額** を P S T の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規 4、25①）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が 20 人以上であること。

（注 13）共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（46 頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

《算式 3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等を P S T に算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(チの金額)は、受入寄附金総額からロの金額(43頁参照)を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(トの金額)を算入します。)

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(41頁)を参照してください。

トの金額 (法令5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額 (法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からロの金額(43頁参照)を控除した金額

《算式4》 相対値基準(国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり))

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(リの金額)は、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額が限度となります。(分母には、国の補助金等の全額(トの金額)を算入します。)

上記算式のうち、ニの金額、ホの金額及びヘの金額については、44頁を参照してください。

トの金額 (法令5③)

国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額 (法令5③)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からホの金額を控除した金額

《算式5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、京都市の条例により、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

(注) 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)(法45①一ハ、地方税法37の2①四、314の7①四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(法45①二)。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(法規10)。

イ 会員又はこれに類する者(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(法規11)。

① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます(法規12)。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規13)。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限り)に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で上記イ(注)3③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。)

(注1) 特定の地域とは、一の市町村(特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区。)の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます(法規15)。

(注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

又は

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規17）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式

等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(法規19)。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規20)。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(法規21)。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること(法45①四)。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

- (注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16, 22)。
- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員, 社員, 職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

- (注2) 「一定の基準」とは, 次に掲げる基準をいいます(法規23)。
- a 当該役員の職務の内容, 当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況, 当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員, 社員, 職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
 - b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
 - c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
 - d 営利を目的とした事業を行う者, イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し, 寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

- (注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し, 申請書を提出した場合であっても, 所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には, 事業費により算定した割合に代えて, その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

- (注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用, 施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には, 事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

- (注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用, 施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には, 事業費の合計額から控除します。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

④ 内閣府令で定める書類

⑤ 助成の実績を記載した書類

(注：平成29年4月1日時点で認定又は特例認定を受けている法人については、海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写しについても、平成29年4月1日を含む事業年度分まで、情報公開が必要です。)

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法45①五）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）

③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三）

(注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規32①）。

1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

7 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 内閣府令で定める書類（法54②四）

(注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規32②）。

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

④ 助成の実績を記載した書類（法54③）

(注：平成29年4月1日時点で認定又は特例認定を受けている法人については、海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写しについても、平成29年4月1日を含む事業年度分まで、情報公開が必要です。)

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

(7) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること（法 59①二）

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法 59①三）

5 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から5年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、認定、特例認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法47）。

イ NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人

は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

<納税証明書の発行場所>

※納付の有無にかかわらず添付する必要があります。

税の種類		発行場所
国 税	法人税、消費税等	主たる事務所の所在地を所管する税務署 ・上京税務署：北区，上京区 ・中京税務署：中京区 ・下京税務署：下京区，南区 ・右京税務署：右京区，西京区 ・東山税務署：東山区，山科区 ・左京税務署：左京区 ・伏見税務署：伏見区
府 税	法人府民税、事業税等	主たる事務所の所在地を所管する府税事務所 ・東府税事務所：左京区，中京区，東山区，山科区 ・西府税事務所：北区，上京区，右京区，西京区 ・南府税事務所：下京区，南区，伏見区
市 税	法人市民税、事業所税、固定資産税等	京都市 市税事務所 納税推進担当

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

事務所で確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、実地調査の際、事務所で提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

（注） これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

種 類	資 料 名	内 容、対象年度等
寄附関係	寄附者名簿のデータ（エクセル形式）	実績判定期間分
活動関係	法人の事業内容を紹介するチラシ、パンフレット類《作成している場合》	
運営関係	会員募集チラシ《作成している場合》	会員種別ごとの入会条件、会費等が分かるもの
	会員名簿《作成している場合》	実績判定期間～最新分、会員種別が分かるもの
	総会及び理事会の議事録、開催通知、委任状	実績判定期間～最新分
	特定非営利活動足進法で備置きが義務付けられている書類	事業報告書等、役員名簿、定款等*
	国や地方公共団体からの補助金、助成金の交付決定通知書等《補助金、助成金の交付を受けている場合》	実績判定期間～最新分
会計関係	総勘定元帳	実績判定期間～最新分
	領収書、請求書、納品書等	実績判定期間～最新分
	預貯金の通帳	実績判定期間～最新分
	寄附金の領収書の控え	実績判定期間～最新分
税務関係	収益事業開始届出書の控え《収益事業を行っている場合》	
	税の申告書の控え（法人税、消費税等）《申告している場合》	実績判定期間～最新分
	源泉徴収簿、源泉徴収票の控え《職員に給与を支払っている場合》	実績判定期間～最新分
労務関係	労働者名簿（又は職員名簿）《職員を雇用している場合》	実績判定期間～最新分
	雇用契約書《職員を雇用している場合》	実績判定期間～最新分
	就業規則《作成義務がある場合》	実績判定期間～最新分
	労働保険（労災保険、雇用保険）の加入が確認できる書類《加入義務がある場合》	実績判定期間～最新分
	社会保険（健康保険、厚生年金保険）の加入が確認できる書類《加入義務がある場合》	実績判定期間～最新分

*定款並びにその認証及び登記に関する書類（定款、認証通知、登記事項証明書）の写し

6 認定NPO法人等の税制上の措置

(1) 認定・特例認定・条例指定NPO法人に対する税制上の優遇措置の一覧

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄附 (京都市民の場合)	【所得税の寄附金控除】 <対象となる寄附金額は、所得金額の40%相当額が限度> 所得控除と税額控除の選択制 <ul style="list-style-type: none"> 所得控除：寄附金から2,000円を控除した金額を総所得金額等から控除 税額控除：寄附金から2,000円を控除した金額の40%を所得税額から控除（所得税額の25%相当額が限度） 	○	○	×
	【個人住民税の寄附金控除】 <対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%相当額が限度> <ul style="list-style-type: none"> 税額控除：寄附金から2,000円を控除した金額の10%（市民税8%+府民税2%）^(※2)を住民税額から控除 	○ (※1)	○ (※1)	○
法人（企業等）からの寄附	【法人税の軽減】 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可 <ul style="list-style-type: none"> 特別損金算入限度：（資本金等の額×0.375%+所得金額×6.25%）×1/2 	○	○	×
相続財産の寄附	【相続税の軽減】 寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
認定NPO法人自身への優遇措置	【法人税の軽減（みなし寄附金）】 収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可 <ul style="list-style-type: none"> 損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲 	○	×	×

○…税制上の優遇措置の適用あり， ×…適用なし

(※1)…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とはならない。

都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。

(※2)…平成29年1月1日以降の寄附から市民税と府民税の割合が「市民税6%・府民税4%」が「市民税8%・府民税2%」に変更された。ただし、指定都市以外に住所を有する方は同日以降も「市区町村民税6%・都道府県民税4%」から変更ない。

(2) 認定・特例認定NPO法人に対する税制上の優遇措置の概要

ア 寄附者に対する税制上の措置

(ア) 個人（京都市民）が寄附する場合（特例認定NPO法人にも適用される。）

所得税	<p><対象となる寄附金額は、所得金額の40%相当額が限度></p> <p>所得控除と税額控除の選択制</p> <p>*所得控除：(寄附金額-2,000円)を総所得金額等から控除</p> <p>*税額控除：(寄附金額-2,000円)×40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除</p>
個人住民税	<p><対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%相当額が限度></p> <p>*税額控除：(寄附金額-2,000円)×10%（市民税8%，府民税2%※）を住民税額から控除</p>

（※） 京都府と京都市がともに条例で当該認定・特例認定NPO法人に対する寄附金を指定している場合。
 なお、平成29年1月1日以降の寄附から、市民税と府民税の割合が「市民税6%・府民税4%」から「市民税8%・府民税2%」に変更された。ただし、指定都市以外に住所を有する方は同日以降も「市区町村民税6%・都道府県民税4%」から変更ない。

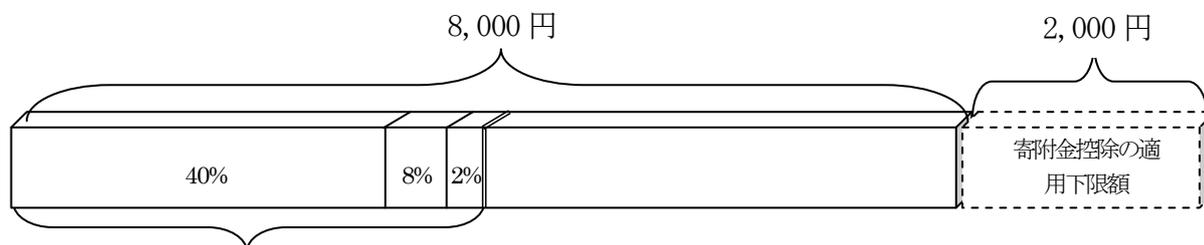
(参考) 京都市民の方が認定・特例認定NPO法人に10,000円寄附した場合の例

（ただし、京都府と京都市がともに条例で当該認定・特例認定NPO法人に対する寄附金を指定している場合）

$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$ （→所得税から控除）

$(10,000円 - 2,000円) \times 8\% = 640円$ （→市民税から控除）

$(10,000円 - 2,000円) \times 2\% = 160円$ （→府民税から控除）



控除額合計：所得税（3,200円）+市民税（640円）+府民税（160円）=4,000円

(イ) 法人（企業等）が寄附する場合（特例認定NPO法人にも適用される。）

寄附した法人（企業等）の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられている。

(ウ) 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産の一部を寄附する場合

（認定NPO法人のみに適用される。）

寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価額は、相続税の課税対象から除かれる。（ただし、相続税の申告期限までに寄附する場合に限る。）

イ 認定NPO法人に対する税制上の措置

(ア) みなし寄附金制度（認定NPO法人のみに適用される。）

収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金とみなし、一定の範囲内（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額）で損金算入が認められる。

		特定非営利活動促進法上の区分 (定款で区分して規定)	
		A 特定非営利活動に係る事業	B その他の事業
法人税法上の区分	1 (課税対象) 収益事業	A1	B1
	2 (非課税) 非収益事業	A2	B2

A1及びB1に属する資産からA2に支出
⇒ 「みなし寄附金」として一定の範囲内で損金算入が可能



認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年 月 日 (宛先) 京都市長	主たる事務所の所在地	〒		電話 () —			
				FAX () —			
	(フリガナ)						
	申請者の名称						
	(フリガナ)						
	代表者名				(印)		
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人				
	事業年度	月 日～ 月 日					
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 自 年 月 日 至 年 月 日 ()					
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日) (過去に特例認定した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()					
認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()						
特例認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()						
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。							
(現に行っている事業の概要)							
_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____							
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名		役 職			
〒							
電話 () —							
FAX () —							
〒							
電話 () —							
FAX () —							

(注意事項)

- ・ 該当する口には、レ印を記入すること。
- ・ 過去に認定（有効期間の更新を除く。）又は認定の取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載すること。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所をすべて記入すること。
- ・ 「事務所の責任者」は、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいう。
- ・ 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- ・ 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）をいう。
- ・ 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）をいう。
- ・ 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書		
1 寄附者名簿（注）		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員 の 状 況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第6, 7, 8表）	
	欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②ただし書）。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書		
1 寄附者名簿 ^(注)		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 ^(注)	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第6, 7, 8表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

(注意事項)

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日 (宛先) 京都市長	主たる事務所の所在地	〒		電話 () —
	(フリガナ)			FAX () —
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者名			(印)
	認定の有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日	本申請において適用するパブリックサポート基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日		
	認定の有効期間の満了日の3月前の日	年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日			
特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地			左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒				
電話 () — FAX () —				
〒				
電話 () — FAX () —				

(注意事項)

- ・ 該当する口には、レ印を記入すること。
- ・ 「認定の有効期間」は、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入すること。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所をすべて記入すること。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいう。
- ・ 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- ・ 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）をいう。
- ・ 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）をいう。
- ・ 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書		
1 寄附者名簿		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表） 認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	(注) 2
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	(注) 1
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
五 号 基 準	認定基準等チェック表（第5表）	
六 号 基 準	認定基準等チェック表（第6, 7, 8表）	(注) 2
	欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

(注意事項)

- 1 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 2 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日																												
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。		チェック欄																												
実績判定期間																														
経常収入金額 (㉞の金額)		① <input style="width: 100px;" type="text"/> 円																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総収入金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㉞</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控 除 金 額</td> <td>国の補助金等の金額 (㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可)</td> <td style="text-align: center;">㉟</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額</td> <td style="text-align: center;">㊱</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額</td> <td style="text-align: center;">㊲</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>資産の売却収入で臨時的なものの金額</td> <td style="text-align: center;">㊳</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄の「()」)</td> <td style="text-align: center;">㊴</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のもの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑩欄)</td> <td style="text-align: center;">㊵</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑪欄)</td> <td style="text-align: center;">㊶</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>差引金額 (㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶)</td> <td style="text-align: center;">㊷</td> <td style="text-align: right;">円 ⇒①</td> </tr> </table>			総収入金額	㉞	円	控 除 金 額	国の補助金等の金額 (㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉟	円	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱	円	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲	円	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳	円	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄の「()」)	㊴	円	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のもの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑩欄)	㊵	円	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑪欄)	㊶	円	差引金額 (㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶)	㊷	円 ⇒①
総収入金額	㉞	円																												
控 除 金 額	国の補助金等の金額 (㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉟	円																											
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱	円																											
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲	円																											
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳	円																											
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄の「()」)	㊴	円																											
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のもの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑩欄)	㊵	円																											
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑪欄)	㊶	円																											
差引金額 (㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶)	㊷	円 ⇒①																												
寄附金等収入金額 (㊸の金額)		② <input style="width: 100px;" type="text"/> 円																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">受入寄附金総額 (付表1 (相対値基準・原則用) ④欄)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控 除 金 額</td> <td>一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)</td> <td style="text-align: center;">㊹</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のもの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑩欄)</td> <td style="text-align: center;">㊺</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑪欄)</td> <td style="text-align: center;">㊻</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>差引金額 (㊹-㊺-㊻)</td> <td style="text-align: center;">㊼</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">会費収入 (㊽欄と付表2 (相対値基準用) ④欄のうちいずれか少ない金額)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">国の補助金等の金額 (㊾欄の金額を限度とする。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計金額 (㊼+㊽+㊾)</td> <td style="text-align: right;">㊿ 円 ⇒②</td> </tr> </table>			受入寄附金総額 (付表1 (相対値基準・原則用) ④欄)			控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊹	円	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のもの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑩欄)	㊺	円	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑪欄)	㊻	円	差引金額 (㊹-㊺-㊻)	㊼	円	会費収入 (㊽欄と付表2 (相対値基準用) ④欄のうちいずれか少ない金額)			国の補助金等の金額 (㊾欄の金額を限度とする。)			合計金額 (㊼+㊽+㊾)		㊿ 円 ⇒②			
受入寄附金総額 (付表1 (相対値基準・原則用) ④欄)																														
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊹	円																											
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のもの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑩欄)	㊺	円																											
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑪欄)	㊻	円																											
	差引金額 (㊹-㊺-㊻)	㊼	円																											
会費収入 (㊽欄と付表2 (相対値基準用) ④欄のうちいずれか少ない金額)																														
国の補助金等の金額 (㊾欄の金額を限度とする。)																														
合計金額 (㊼+㊽+㊾)		㊿ 円 ⇒②																												
基準となる割合 (②÷①)		③ <input style="width: 100px;" type="text"/> %																												

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください(第2表以下についても同様です)。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」～「寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額㊵」及び「受入寄附金総額㊶」～「寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額㊷」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊸」欄	「差引金額㊹」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊺」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊹」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㊦欄の金額に占める㊧欄の金額の割合（㊨欄）が、 5分の1以上であること			チェック欄
小規模法人の判定			
1	実績判定期間の総収入金額 円 実績判定期間の月数 月	× 12 =	㊦ 円
	㊦が800万円未満である	はい	2 へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3,000円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可 3 へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
3 小規模法人の特例計算を適用する場合			
総収入金額		㊦	円
控除金額	国の補助金等の金額（㊧欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊩	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊪	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊫	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊬	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊭欄の「（ ）」）	㊭	円
差引金額 (㊦-㊩-㊪-㊫-㊬-㊭)		㊮	円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊯欄）		㊰	円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊱欄）	㊱	円
差引金額 (㊰-㊱)		㊲	円
会費収入（㊳欄付表2（相対値基準）㊴欄のうちいずれか少ない金額）		㊴	円
国の補助金等の金額（㊵欄の金額を限度とする）		㊵	円
合計金額 (㊲+㊴+㊵)		㊶	円
基準となる割合 (㊶ ÷ ㊮)		㊷	%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」、「受入寄附金総額㊵」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊶」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊷」欄	「差引金額㊸」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊹」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊺」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊸」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	円
基準限度額 (受入寄附金総額の10%相当額 (Ⓐ×10%))	Ⓑ	円
基準限度額 (受入寄附金総額の50%相当額 (Ⓐ×50%))	Ⓒ	円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓓ	円
---	---	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と⑧ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については③) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		() 円	() 円	() 円
⑧欄以外の同一の者からの寄附金の額が1,000円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	() 円	() 円	() 円
	⑧欄以外の者	() 円	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1,000円未満のものの合計額		() 円	/	/
合 計 (⑧+⑨+⑩+⑪)		() 円	/	() 円

(注意事項)

①～③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限り）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と①欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋①）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑥」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限り）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑦」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1,000円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑦欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑦欄以外の者⑧」欄	<p>上記⑦欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1,000円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1,000円未満のもの合計額⑨」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1,000円未満のもの合計額を記載します。</p>	

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	①	円
基準限度額 (受入寄附金総額の10%相当額 (①×10%))	②	円
基準限度額 (受入寄附金総額の50%相当額 (①×50%))	③	円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③ (特定公益増進法人, 認定特定非営利活動法人にあっては④) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		④ 円	() 円	() 円
①欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人, 認定特定非営利活動法人	⑤ 円	() 円	() 円
	⑤欄以外の者	⑥ 円	() 円	() 円
合 計 (④+⑤+⑥)		⑦ 円		⑧ 円

(注意事項)

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額 ^㉑ 」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>㉑欄の金額は、㉒欄の金額に等しくなります(㉑=㉒)。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額^㉑」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>(注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要はありません。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額^㉒」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員役職(代表理事、常務理事等)を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 ^㉓ 」欄	<p>特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>㉓欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「㉓欄以外の者 ^㉔ 」欄	<p>上記㉓欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>㉔欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	
共益的活動の割合（第2表③欄）	②	
①から控除する金額（①×②）	③	
差引金額（①－③）	④	

↓

第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、
第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	<p>活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。</p>	<p>活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。</p>

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日					
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計 数が年平均100人以上であること					チェック欄 <div style="border:1px solid black; height:40px; width:100%;"></div>			
【留意事項】								
1 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。								
実績判定 期間内の 各事業年度	自	① 年 月 日	② 年 月 日	③ 年 月 日	④ 年 月 日	⑤ 年 月 日		
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
年 3,000 円以上の 寄附者の数が 100 人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ		
【チェック欄】								
<input type="checkbox"/> 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。 <input type="checkbox"/> 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。 <input type="checkbox"/> 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。								
○ 実績判定期間内において、寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年 100 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 100 人以上かどうかを判定してください。								
年 3,000 円以上 の寄附者の数		① 人	② 人	③ 人	④ 人	⑤ 人		
実績判定期間の月数 （注）一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						A	B	人
実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数						A	人	× 12
実績判定期間の月数						B	月	=
						人	≥	100人

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「実績判定期間内の各事業年度」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
<p>「年3,000円以上の寄附者の数」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
<p>「実績判定期間の月数」欄</p>	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名		チェック欄						
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること								
<p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する case に限ります。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 20px 0;"> <tr> <td style="width:50%;">条例を制定した都道府県又は市区町村</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>条 例 指 定 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>			条例を制定した都道府県又は市区町村		条 例 指 定 年 月 日	年 月 日		
条例を制定した都道府県又は市区町村								
条 例 指 定 年 月 日	年 月 日							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 20px 0;"> <tr> <td style="width:33%;">条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある</td> <td style="width:33%; text-align: center;">はい・いいえ</td> <td style="width:34%; text-align: center;">事務所所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 30px;"></td> </tr> </table>			条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地			
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地						
<p>※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>								

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

- イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

実績判定□期間

すべての事業活動に係る金額等 ① (指標)

①のうちイ～ニの活動に係る金額等 ②

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	
合 計 (a+b+c+d+e)		⑥	

□②へ

基準となる割合 (②÷①) ③

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計④」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあつては、その名称)が記載された者であつて、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名		チェック欄																								
<p>2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実績判定期間</div>																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">すべての事業活動に係る金額等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">① (指標)</div>																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">②</div>																								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">イ</td> <td style="width: 55%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">a</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">c</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">d</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">e</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">(a+b+c+d+e)</td> <td style="text-align: center;">f</td> <td style="text-align: right;">⇒②へ</td> </tr> </table>	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b		ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e		合 計	(a+b+c+d+e)	f	⇒②へ	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a																								
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b																								
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c																								
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d																								
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e																								
合 計	(a+b+c+d+e)	f	⇒②へ																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基準となる割合 (②÷①)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">③</div>																								

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ④ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

(注意事項)

「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。
		<p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。</p> <p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p> <p>一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。</p>

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名																																				
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>																																				
1 役員報酬及び給与の支給																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 20%;">職名</th> <th style="width: 20%;">支給期間等</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(報酬・給与)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(報酬・給与)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(報酬・給与)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(報酬・給与)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(報酬・給与)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(報酬・給与)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	職名	支給期間等	区分	支給金額				(報酬・給与)	円				(報酬・給与)	円				(報酬・給与)	円				(報酬・給与)	円				(報酬・給与)	円				(報酬・給与)	円
氏名	職名	支給期間等	区分	支給金額																																
			(報酬・給与)	円																																
			(報酬・給与)	円																																
			(報酬・給与)	円																																
			(報酬・給与)	円																																
			(報酬・給与)	円																																
			(報酬・給与)	円																																
2 役員親族等 ^(注2) である職員に対する給与の支給																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">受給者の氏名等</th> <th style="width: 15%;">役員との関係</th> <th style="width: 20%;">支給期間等</th> <th style="width: 45%;">支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>		受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額				円				円				円				円				円				円							
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額																																	
			円																																	
			円																																	
			円																																	
			円																																	
			円																																	
			円																																	
<p>（注2）「役員親族等」とは、役員親族若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます（「特殊の関係」は（注1）参照）。</p>																																				
3 給与を得た職員の総数及び総額																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">集計期間</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 40%;">給与を得た職員の総数</td> <td style="width: 60%;">左記の職員に対する給与総額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>		集計期間	年 月 日 ～ 年 月 日	給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		円																													
集計期間	年 月 日 ～ 年 月 日																																			
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額																																			
	円																																			

（注意事項）

- ・「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	
-----	--

1 役員，社員，職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
		する
		しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③, ④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第6, 7, 8表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実, 偽りその他不正の行為により何らかの利益を得, 又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実, 偽りその他不正の行為により何らかの利益を得, 又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は, 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において, その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては, 認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は, 記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては, 認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また, 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について, 改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「©」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「©」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

第3章 認定NPO法人の管理・運営について

1 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、下表①～⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	参照ページ	
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	119, 120	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
③	収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など	
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引		
	⑥		寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類		
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		
⑩	第 2 章「2 (1) 認定等の基準の概要」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、欠格事由チェック表		88～93 99～104

(注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法54③, 55②, 62)。

○ 助成金の報告

	書類の作成時期	作成(提出)書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類

海外送金等の報告について

平成29年4月1日時点で認定を受けている法人については、当該日を含む事業年度分までは、海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときには、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません。

○ 海外送金等の報告

	書類の作成時期	作成(提出)書類
海外への送金又は金銭の持ち出しを行う場合(その金額が200万円以下のものを除きます。)	送金又は持出し前 〔災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、送金又は持出し後遅滞なく〕	金額及び用途並びにその予定日を記載した書類 〔金額及び用途並びにその実施日を記載した書類〕

(3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
①	役員の変更等をした場合(法 52①, 法 62, 法 23)	<ul style="list-style-type: none"> i 役員の変更等届出書 ii 変更後の役員名簿 iii 役員が新たに就任した場合は、 <ul style="list-style-type: none"> イ その役員が法第 20 条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第 21 条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの 	所轄庁
②	定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）(法 52 ①, 法 62, 法 25⑥)	<ul style="list-style-type: none"> i 定款変更届出書 ii 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 iii 変更後の定款 iv その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項 	
③	定款の変更に係る登記をした場合(法 52①, 法 62, 法 25⑦)	<ul style="list-style-type: none"> i 定款の変更の登記完了提出書 ii 登記をしたことを証する登記事項証明書 	
④	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合(法 52③, 法 62, 法規 30, 法規 34, 法 26 ①)	<ul style="list-style-type: none"> i 定款の変更の認証を受けなければならない事項（法 25③）に係る定款変更認証申請書 ii 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 iii 変更後の定款 iv 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。） v 役員名簿 vi 宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと（法 2②二）及び暴力団等に該当しないものであること（法 12 ①三）を確認したことを示す書面 vii 直近の事業報告書等 viii 認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ix 認定等に関する書類の写し x 所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みます。）の写し 	変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出

		xi 所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類及び海外への送金等(200万円以下のものを除きます。)を記載した書類 ※下線の書類は、平成29年4月1日を含む事業年度分まで	
⑤	認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合(法53①, 法62)	認定(特例認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書	所轄庁

2 認定NPO法人等の情報公開

(1) 認定NPO法人等の情報公開(閲覧)

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています(112頁の「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法52④, 54④, 法62)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

(注) 平成29年4月1日時点で認定又は特例認定を受けている法人については、海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写しについても、平成29年4月1日を含む事業年度分まで、情報公開が必要です。

《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

書 類 名	備置期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）	認定の日から起算して 5 年間	特例認定の日から起算して 3 年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）	作成の日から起算して 5 年間	作成の日から起算して 3 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法 54②三）		
第 2 章「2 (1) 認定等の基準の概要」の (3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

(注) 平成 29 年 4 月 1 日時点で認定又は特例認定を受けている法人については、当該日を含む事業年度分まで、次の書類を備え置く必要があります。

書 類 名	備置期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類	作成の日から起算して 3 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は次のとおりです。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)	京都市 (閲覧又は謄写)		
事業報告書等		○	○		
事業報告書				作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	過去5年間に提出を受けたもの
計算書類（活動計算書、貸借対照表）					
財産目録					
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）					
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面					
役員名簿		(注4)	(注4)		
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）					
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○		
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○		
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	過去5年間に提出を受けたもの		
前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○			
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○			
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○			
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○			
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	○			
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○			
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類（注5）	○			
	第2章「2(1)認定等の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで (注2)		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（注5）		○	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで (注3)		
寄附者名簿		×	×		
認定（特例認定）申請書		×	×		
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×	×		

(注1) 特例認定 NPO 法人の場合は、特例認定の日から3年間

(注2) 特例認定 NPO 法人の場合は、翌々事業年度の末日まで

(注3) 特例認定 NPO 法人の場合は、作成の日から起算して特例認定の有効期間の満了の日まで

(注4) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注5) 平成 29 年 4 月 1 日時点で認定又は特例認定を受けている NPO 法人については、当該日を含む事業年度分まで、次の書類を閲覧又は謄写させる必要があります。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		京都市 (閲覧又は謄写)	
前 事 業 年 度 の 明 細 な ど	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限ります。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○	作成の日から起算して翌々事業年度の末日まで	○	過去 3 年間に提出を受けたもの
	「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類	○	作成の日から起算して 3 年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	

3 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 上記イの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁は、当該検査をする職員に、上記イの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法 64③)。

② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、あらかじめ、上記ロ①の書面の提示を要しないものとされています(法 64④)。

③ 所轄庁は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ロ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。

- ④ 上記イの検査をする職員が、当該検査により上記ロ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ロ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています（法 64⑥）。
- ⑤ イの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないが、また、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 64⑦， 41③～④）。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法 65①）。
- ロ 所轄庁は、上記イの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法 65④）。
- ハ 上記イの勧告及びロの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法 65⑤）。
- ニ 所轄庁は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法 65③～⑥）。
- ホ 所轄庁は、イの勧告又はロの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 65⑦）。
- ① 欠格事由の概要（38， 39 頁参照）の(1) 4 及び(6)の事由 警視總監又は道府県警察本部長
- ② 欠格事由の概要（38， 39 頁参照）の(4)及び(5)の事由 国税庁長官，関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（法 66①）。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 66②， 65⑤～⑥）。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません（法 67①③）。

- ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については53頁を参照願います。）のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ロの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます（法 67②③）。

- ① 第2章「2(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)（36頁～38頁参照）に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定 NPO 法人等の情報公開」(1)（111頁参照）に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

- ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています（法 67④、43③）。
- ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています（法 67④、43④）。
- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 67④、49①②）。
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 67④、65⑦）。
 - i 欠格事由の概要（38、39頁参照）の(1)4及び(6)の事由 警視總監又は道府県警察本部長
 - ii 欠格事由の概要（38、39頁参照）の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法第 2 条第 13 号の収益事業をいいます。（注）に同じです。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります（措法 66 の 11 の 2③④⑤）。

（注）収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます（58 頁参照）。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます（法 77）。

ロ 50 万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます（法 78, 79）。

- ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法 50①, 62, 78 二, 四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法 50②, 62, 78 三, 五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ロの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法 65④, 78 六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法 66①, 78 七）

ハ 20 万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます（法 80）。

- ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法 52 ①, 53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定（法 54①～③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第 3 章 2 (1)

「認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）《参考》」（112 頁）を備え置かず，又はこれに記載すべき事項を記載せず，若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）

- ③ 認定 NPO 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法 53④）又は認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法 55 ①②）に違反して，毎事業年度 1 回提出しなければならない書類（第 3 章 1 (1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（108 頁）及び第 3 章 1 (3)「その他の報告」（110, 111 頁参照）③の書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ④ 上記(1)イによる報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は検査を拒み，妨げ，若しくは忌避したとき（法 80 十）

認定(特例認定) 特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日 (宛先)京都市長	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)	電話()	—
	法人の名称	FAX()	—
	(フリガナ)		
	代表者名		
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、以下の書類を提出します。

提出する書類	チェック欄
1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)	
(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	
(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 イ 役員等との取引	
(4) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
(5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
(7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
3 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。), 第4号イ及びロ, 第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

「認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する第 55 条第 1 項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から 3 箇月以内に特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項に掲げる書類を所轄庁（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。
- 3 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類のうち、「法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第 3 表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第 3 表付表 1・2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第 3 表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載のうえ、使用してください。

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金, 条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
. . .				円
. . .				円
. . .				円
. . .				円
. . .				円
. . .				円
. . .				円
. . .				円
. . .				円
. . .				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
. . .		円
. . .		円
. . .		円
. . .		円
. . .		円
. . .		円
. . .		円
. . .		円
. . .		円

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日 (宛先)京都市長	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)	電話() -	
	法人の名称		
	(フリガナ)		
	代表者名		
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	
	認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、助成の実績を以下のとおり提出します。			
支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(備考)

「助成対象の事業等」は、事業等の内容を具体的に記載すること。

「認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」
の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

認定（特例認定）特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

年 月 日 (宛先)京都市長	主たる事務所の所在地	〒		
	(フリガナ)			
	法人の名称			
	(フリガナ)			
	代表者名			
	認定(特例認定)年月日	年	月	日
	認定(特例認定)の有効期間	自	年	月
		至	年	
			日	
海外へ200万円超の <input type="checkbox"/> 送金 を <input type="checkbox"/> 行うことになった ので、特定非営利活動促進法 <input type="checkbox"/> 金銭の持出し <input type="checkbox"/> 行った				
第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり提出します。				
金額	使 途	予 定 日 (実 施 日)		
円		年	月	
円		年	月	
円		年	月	
円		年	月	
円		年	月	
円		年	月	
円		年	月	
(事前に提出できなかった場合の理由)				

(備考)

- 1 該当する□には、レ印を記入すること。
- 2 「事前に提出できなかった場合の理由」は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載すること。

「認定（特例認定）特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書」
の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が 200 万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、平成 28 年の改正前の特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により金額等を記載した書類を事前に所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書

年 月 日 (宛先)京都市長	主たる事務所の所在地	〒 電話() ー
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者名	
	認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

変更年月日	変更後の代表者名及び住所又は居所	変更前の代表者名及び住所又は居所

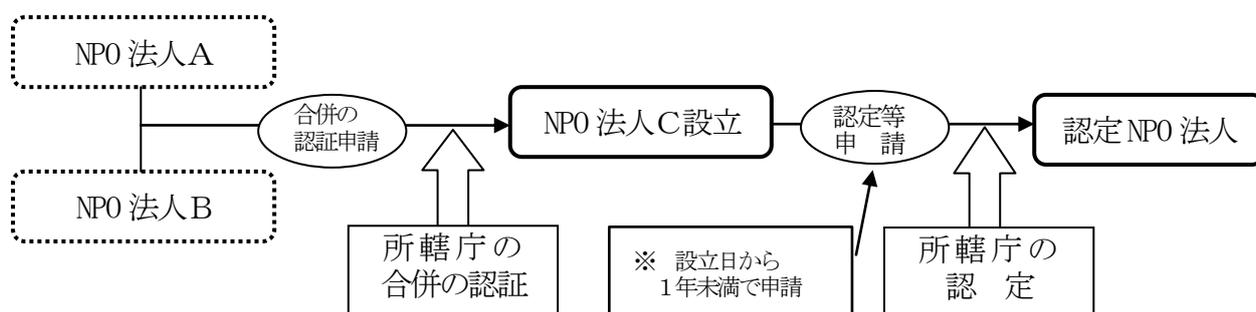
第4章 認定NPO法人の合併について

1 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱い、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、令6③）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

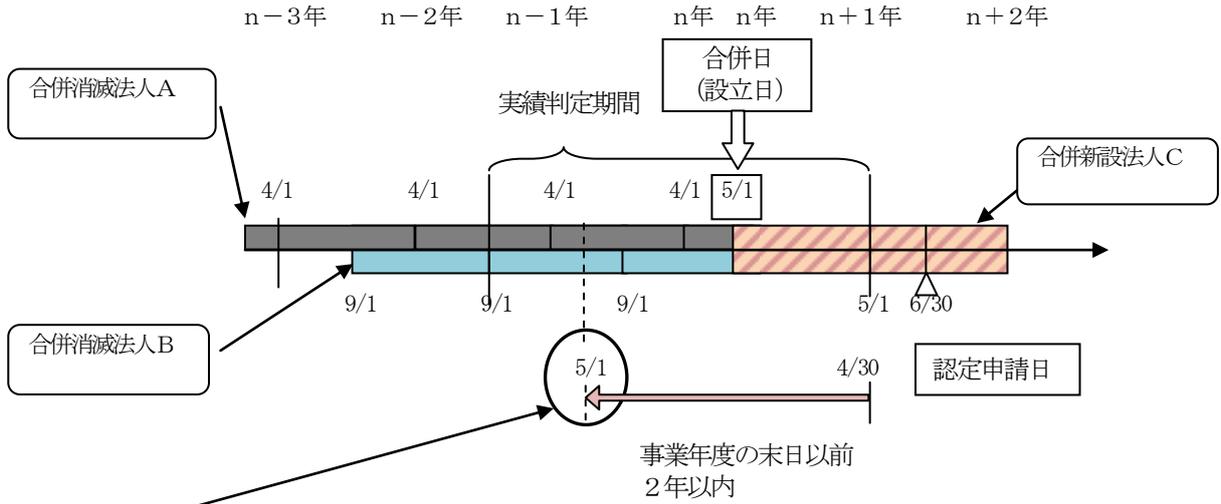
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併によって消滅した各NPO法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、令8④）。

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立，事業年度：9月～8月）が，
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し，
 (注) 合併新設法人の最初の事業年度は，必ずしも1年間で設定されるとは限らず，1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合

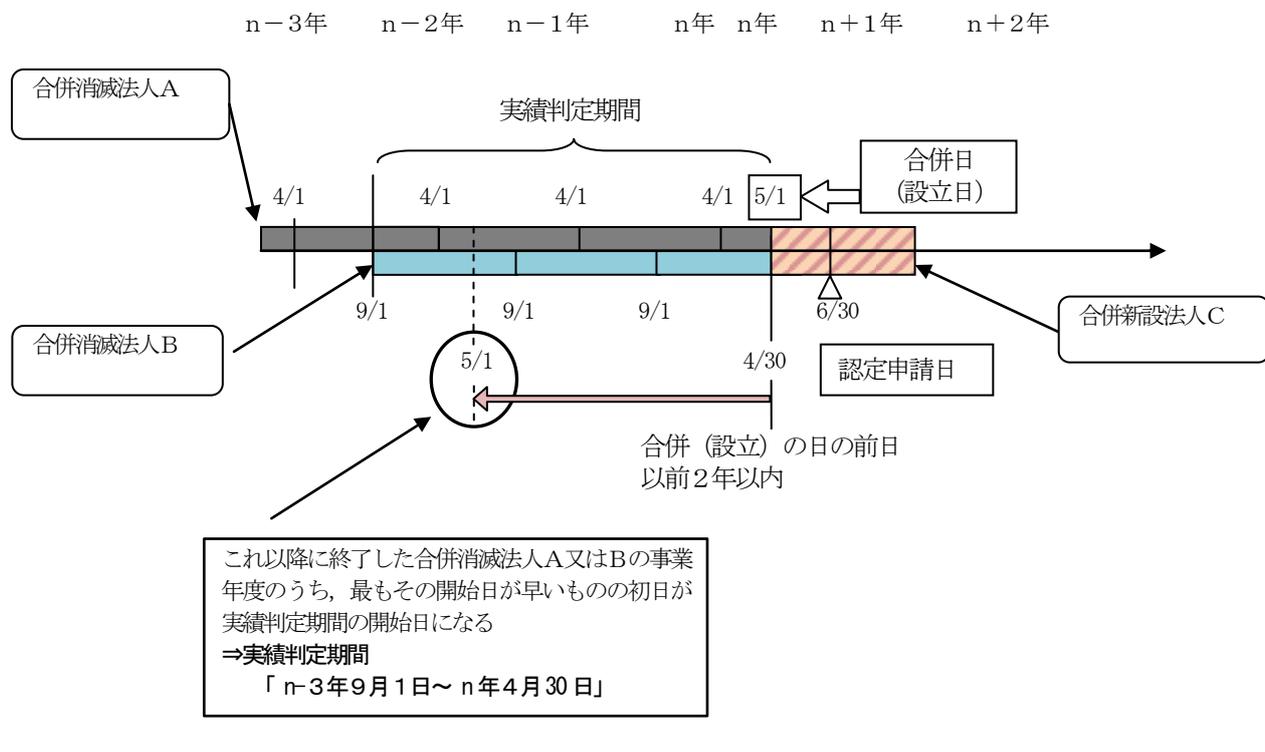


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち，最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「n-2年9月1日～n+1年4月30日」

《ポイント》
 この例の場合，申請書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日（n+1年5月1日）においては，設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
 なお，申請書を提出した日を含む事業年度の初日において，設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には，原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令6③))

通常申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>

□ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法 46，法令 5②，6②③）

申請をしようとする NPO 法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 （四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動，政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦，支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員，社員，職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準 （五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等，役員名簿及び定款等を閲覧させること	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類，役員報酬又は職員給与の支給に関する規定，収益に関する事項等，助成金の提出書，海外送金等の提出書，寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から 1 年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注 1） 各基準の詳細は、第 2 章 解説編「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準（40 頁～52 頁）を参照してください。

（注 2） 特例認定の申請をする法人については、1 号基準及び 5 号ロの基準の適用はありません。

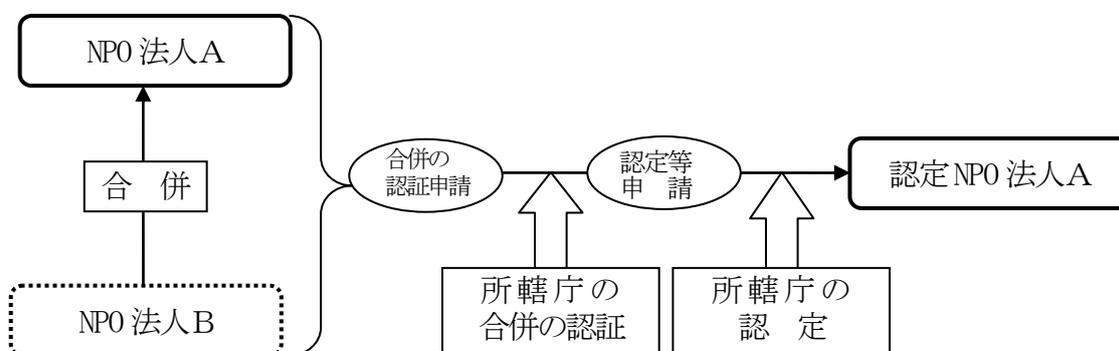
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準，四号基準のイとロ，五号基準，六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法 45①九）。

(2) 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46，令6①）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の前日

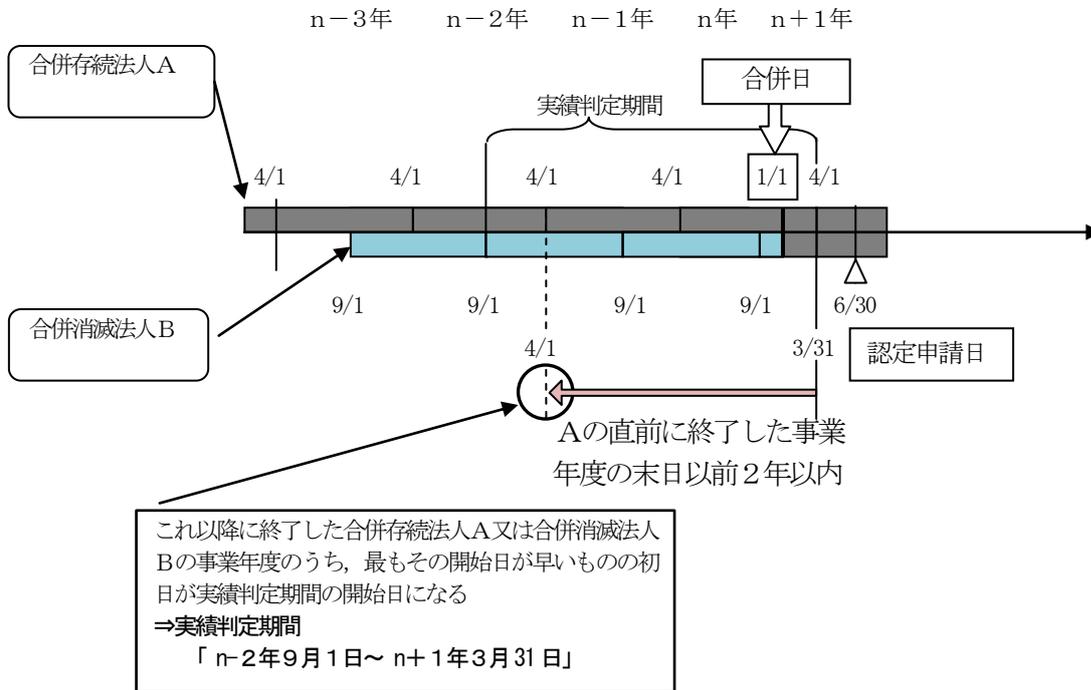
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合，又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち，最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には，その申請書を提出した日の前日において，合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59，法令8）。

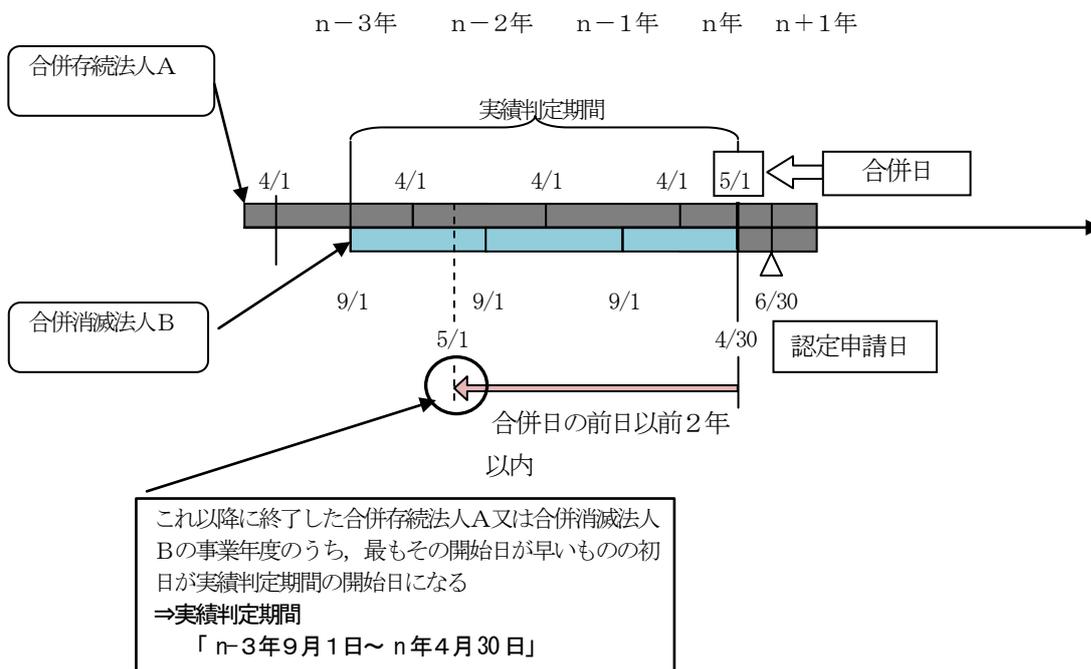
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し,
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し,
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令6①))

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>

□ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46, 法令5②, 6①②)

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準)		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準(二号基準)		
運営組織及び経理に関する規準(三号基準)		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 (四号基準) 事業活動に関する	イ 宗教活動, 政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦, 支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員, 社員, 職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等, 役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類, 役員報酬又は職員給与の支給に関する規定, 収益に関する事項等, 助成金の提出書, 海外送金等の提出書, 寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。

所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）	合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）	

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、第2章 解説編「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」（40頁～52頁）を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号口の基準の適用はありません。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

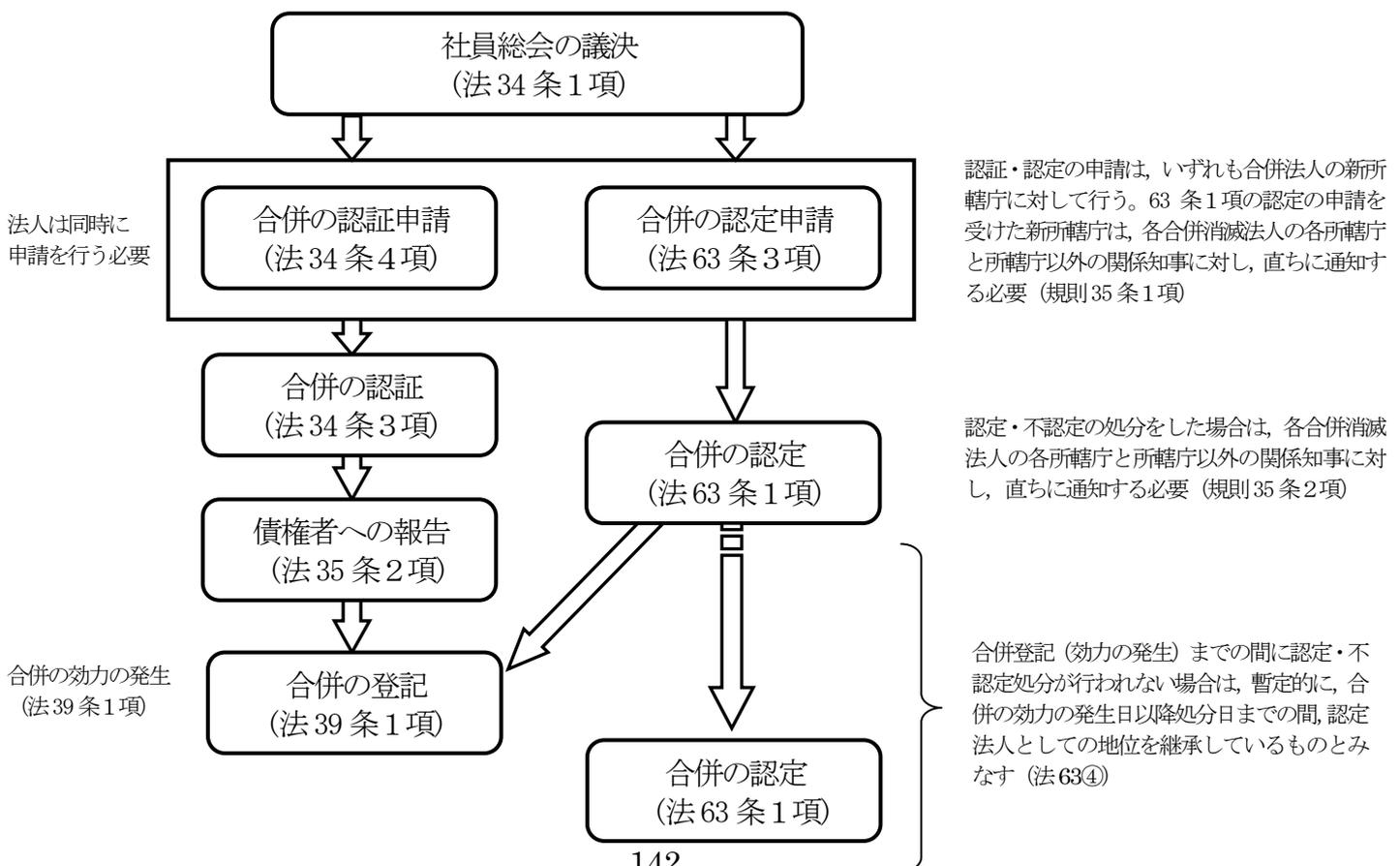
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

(3) 認定NPO法人等の合併

イ 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します（法63①）。

○ 申請から認定手続



ロ 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人（認定NPO法人を除きます。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定NPO法人としての地位を承継します(法63②)。

ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません(法63③)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人は、その処分がされるまでの間は、認定NPO法人又は特例認定NPO法人としての地位を承継しているものとみなされます(法63④)。

ニ 実績判定期間及び認定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

(イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(法63⑤, 令9①②)。

(1) 実績判定期間の終了日

合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

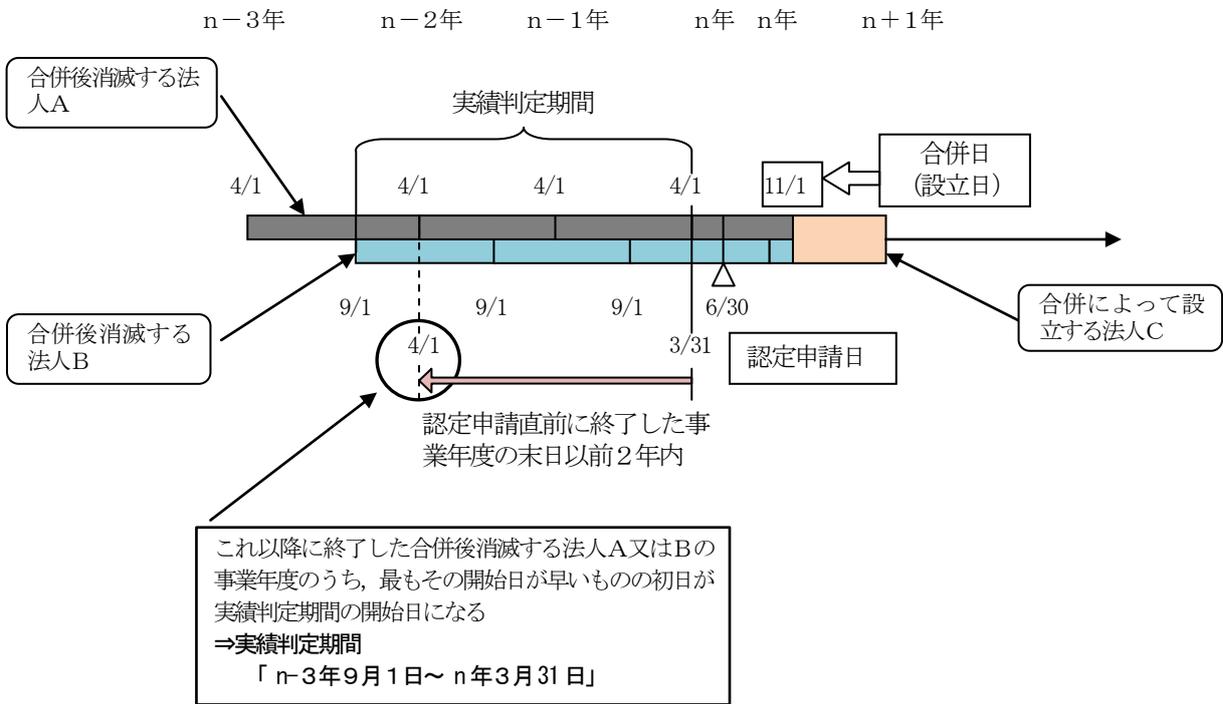
(2) 実績判定期間の開始日

上記(1)の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人であって特例認定NPO法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります(法59, 法令9①②)。

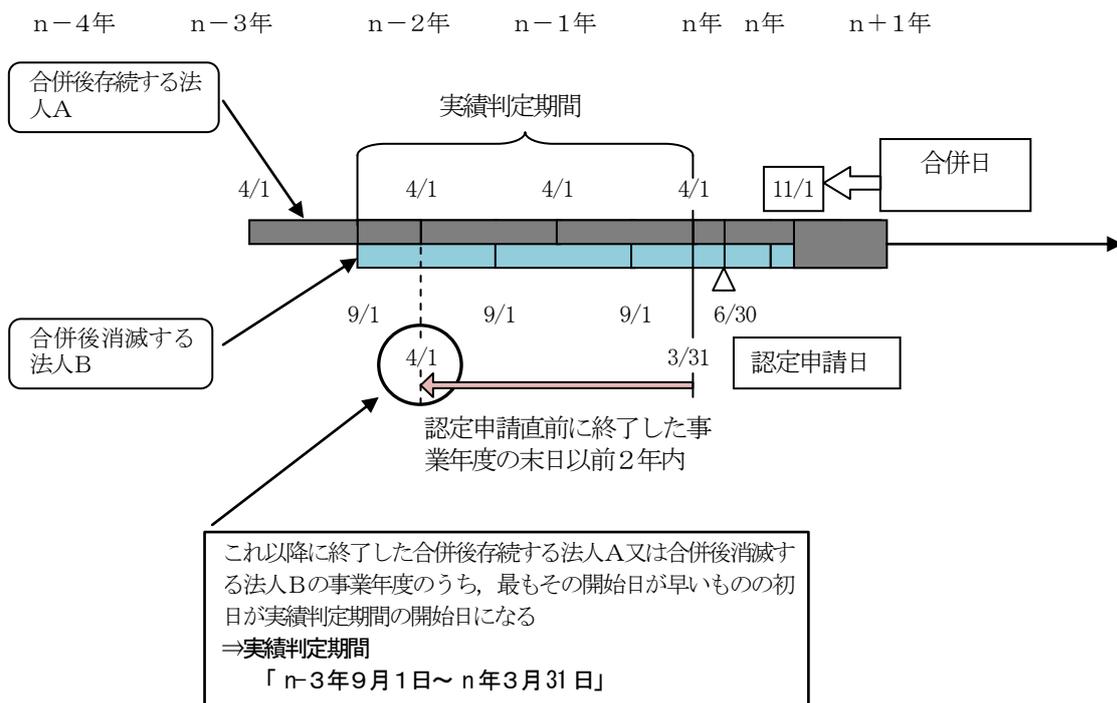
(合併によって設立されるNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため,
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続するNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため,
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令9①))

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、<u>認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、<u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p><u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>

(ロ) 認定基準への適合の判定(法63, 法令9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準	判定方法	
パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。	
活動の対象に関する基準(二号基準)		
運営組織及び経理に関する規準(三号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。	
基準(四号基準) 事業活動に関する		イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
		ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること		

基準 情報公開に関する (五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		
設立後の経過期間に関する基準（八号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後 1 年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

(注1) 各基準の詳細は、第2章 解説編「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」(40 頁～53 頁)を参照してください。

(注2) 現に特例認定 NPO 法人である法人については、法 59 条 2 号（設立後 5 年以内である）及び 3 号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法 63⑤, 令 9②）。

(注意事項)

- 該当する□には、レ印を記入すること。
- 合併によって設立する法人にあつては、「現に行っている事業の概要」は「今後行う予定の事業の概要」とする。
- 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲むこと。
- 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）をいう。
- 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）をいう。
- 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。

法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		第 1 項 (認定)	第 2 項 (特例認定)
特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書			
1 寄附者名簿 ^{(注)1}			
2 認定基準等に適合する旨及び第 47 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ^{(注)2,3}			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。 ^{(注)4}		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）		
	受け入れた寄附金の明細表（1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）		
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）		
	ハ 条例個別指定基準		
認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）			
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
認定基準等チェック表（第 2 表）			
認定基準等チェック表（第 2 表 条例個別指定法人用）			
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）		
役員の状況（第 3 表付表 1）			
帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）			
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）		
役員等に対する報酬等の状況等（第 4 表付表 1）			
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）			
五 号 基 準	認定基準等チェック表（第 5 表）		
六 号 基 準	認定基準等チェック表（第 6, 7, 8 表）		
欠格事由チェック表			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

(注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法 44②、58②、63⑤、法令 9②）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第 1 表、第 2 表及び第 4 表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令 9③⑤）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第 3 表、第 4 表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第 5 表及び第 6、7、8 表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令 9③⑤）。
- 4 法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法 59 一、63⑤、法令 9②）。